

2023年度事業報告書

自：2023年4月1日 至：2024年3月31日

- (1) 業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、公益の担い手として、コンプライアンスを確保しつつ、業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として健全な発展を遂げ、我が国産業・経済の発展に資しひいては世界の経済社会に貢献するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行った。
- (2) 当工業会では、2011年に競争法に係る一部会員会社への調査が開始されるなど、競争法に係る諸事案の発生が続き、内外の諸般の状況から厳しい制約が続いた。こうした2011年以来の事態を受けて、当工業会は、2012年度の一般社団法人としての創立総会以来、新たな工業会の構築を目指して改革と事業運営を積み重ねてきた。こうした今までの積み重ねを基盤として、2023年度においては、新型コロナウイルス感染対策に係る制限緩和の国内外での動きを踏まえ、平常化を目指した運営に努めつつ、引き続き改革推進と事業展開を図った。なお、戦争をはじめとする地政学的リスクの増大や感染症・自然災害など、世界的規模での変動が引き続いていることから、慎重さも併せ持つて対応した。要点は以下のとおり。

①不断の改革

当工業会は、2011年以来の厳しい事態を「変革の契機」と積極的にとらえ、特に改革に注力してきた。その成果の定着を図るとともに、改革のモメンタムを維持し不断の改革を続け、新時代に一層適合した「日本ベアリング工業会」に向けた変革に努めた。その変革にあたっては、今般の「変革の契機」がコンプライアンス確保に関わるものであることにも鑑み、形だけでなく意識面での改革という裏打ちを整えていくことに留意した。

②基本理念の堅持

当工業会の基本理念については、2012年度において「コンプライアンス確保」及び「公益的事業への純化」の2本柱を定め、以後堅持されている。この基本理念は定款の大本である目的規定に明記されている。

(i) コンプライアンス確保について

(ア) 2011年7月以降、当工業会は、工業会・会員とが一体となってコンプライアンスの強化を図っていくためアンチトラストに係る顧問弁護士（リーガルカウンセル）への委託を行っている。本年度においてもこれを継続し、適切な指導を受けた。また、必要に応じ、競争法の観点に限らず、広く弁護士等その他の外部専門家からの適宜適切な指導を受けた。

- (イ) 諸手続きを含め組織制度・運営管理について、リーガルカウンセルと相談しながらコンプライアンス確保の観点からの改革を進めた。その中で、実務に即し効率的かつ的確なコンプライアンス確保がなされた工業会の更なる構築に努めた。
- (ウ) また、そのソフトウェアに当たるリーガル・マインドについても、工業会、会員等すべての関係者において引き続きその向上に努めた。とりわけ、事務局職員においては、そのリーガル・マインドの基礎の上に、工業会の顧問弁護士等の意見を咀嚼し自ら判断する力を養い、コンプライアンス確保に則した運営手法・ノウハウの熟度向上を図るよう引き続き努めた。
- (エ) 工業会の各種会合などにおける事業推進のために必要な情報交換については、コンプライアンス確保が当然の前提とされているが、これを過剰に意識し必要な情報交換を忌避してしまうことは、公共的事業の推進こそ当工業会の社会的責務であることから本末転倒である。当工業会は、既に長年にわたり顧問弁護士のチェックなどのコンプライアンス確保の仕組みを備え、かつその深化に努めてきている。こうしたコンプライアンス確保のもとで、当工業会は、必要な情報交換を活発に行うように努め、同時にこれに則した意識改革も進展させるよう、引き続き努めた。

(ii) 事業推進について

- (ア) 事業は、コンプライアンス確保の観点からも個々の事業目的は明確かつ限定的であるべきで、これに則しつつ「公益的事業への純化」の基本理念に沿って、その純化を進めてきた。本年度においても、これを継続しつつ、内外の諸環境に則したニーズを踏まえ事業の改廃・創設に係る改革も行い、その的確な事業推進と活性化に努めた。また、引き続き、事業推進の基盤となる仕組み（組織制度・運営管理）についても改革を進めた。これは上述の「コンプライアンス確保の観点からの改革」と表裏一体となるものであった。

- (イ) 事業推進にあたっては、会員各位による適切な役割分担が基盤となる。

とりわけ、個別事業あるいはその中の特定事業分野*ごとにリーダーシップをとる役割分担（例えば委員会における委員長など）について、当工業会では「適材適所」を原則とする「事業別担当幹事制**」の仕組みをとっている。この「適材適所」は当工業会において広く適用されるべき原則と位置付けられている。

本年度においても、昨年度における同制度に基づく会員各位の役割分担を基本上に、安定性・柔軟性を踏まえた同制度の運用に努めた。

* 例ええば技術標準化における GPS や国際事業における偽造品対策の実務など。

** 「事業別担当幹事制」の沿革

当工業会では、2011年以前は、2年ごとの短期的・定期的・機械的な役割の輪番制が中心であった。2011年7月以降、この輪番制を基軸とした会長ローテーション、部会制度等の従前の仕組みが立ちゆかなくなった。また、事業の高度化の要請も日増し

に強くなった（下記（ウ）参照）。こうした状況を受け改革の一環として、従前のものを廃止し「事業別担当幹事制」に移行し、以後、事業推進の根幹として機能している。

[本年度の事業別担当幹事の分担]

技術標準化：日本精工、通商＆安全保障：ジェイテクト、環境：不二越、統計：N T N、不正商品（偽造品）：権利者（大手4社等）、全体は日本精工、W B A：日本精工*、ジェイテクト*、N T N、不二越、中小企業対策：井上軸受工業、泉本精工、シミズ精工。
*W B A副会長。

（ウ）近年は国際化の進展など環境変化が著しく、I S O標準化、偽造品対策をはじめ各種事業において対応の高度化が要請されてきている。「事業別担当幹事制」のもと、事業推進の要となる専門家については、その確保・資質向上・長期的な育成が肝要である。将来に向けて、工業会の事務局、会員ともども、こうした点にも注力し適切な事業推進に努めた。

また、こうした高度化した事業の継続的推進により、それら事業の実施母体である委員会等の組織、あるいはそれを構成する会員企業の専門家において、高い経験知見とノウハウ等が蓄積しております、これらは当工業会の「内部資産」といえる。これを工業会の活動基盤として一層有効活用するよう、ひいてはそれにより業界全体へ裨益がなされるよう努めた。

（3）当工業会では独立した政府の法令・制度の変更を起因とする改革も行われてきていた。当工業会は、2012年4月に一般社団法人に完全に移行し、準則主義に基づく法人法*に従った自主的運営を行っていくこととなつた。

もとより当工業会は「コンプライアンス確保」を理念のひとつの柱としているが、これと軌を一にして組織の内部統治をはじめとする法人法に規定されるコンプライアンス、透明性、due process の確保の基盤の上で、適正な運営管理に努めた。

*正式名称は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（2008年12月1日施行）。

公益法人に係る制度体系は、従前の民法を根拠にする制度から、新法として制定された本法に基づく制度に抜本的に変更された。

同時に、一般社団法人への移行により自主的運営が確保されたことを踏まえ、改革と事業を一層柔軟に推進した。

（4）以上を踏まえ、本年度も、諸情勢における不透明感の増大にも鑑み、可能な節減に努めつつ、必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行つた。

本年度における事業の概要は次の I ~ V の通りである。

I. 総会

1. 第24回総会（書面による決議）

宮下副会長兼専務理事より、清水明彦 氏（旭精工株式会社 代表取締役会長）の監事辞任（2023年3月10日付）に伴う、後任の監事に関して、前田繁幸 氏（同社代表取締役社長）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して書面（2022ベア工総務第31号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があつたため、定款第19条第3項により、上記提案については可決する旨の総会の決議（2023年4月18日付）があつたものとみなされた。

2. 第25回総会（2023年度定時総会）

日 時 2023年6月7日（水曜） 15時02分～16時11分

場 所 東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館 研修－1会議室（B3階）

会員の出席状況等

・議決権のある会員総数	32名
・総会員の議決権の数	32個
・出席会員数（委任状による者（17名）を含む）	32名
この議決権の総数	32個

議事の経過の要領及びその結果

定款に従い、代表理事 会長の市井明俊氏が議長となり、15時02分に第25回総会（2023年度定時総会）を開会する旨、発言し、上記の通り会員の出席があり、議案の決議に必要な会員の出席が確保されているため、本定時総会は、定款に基づき成立した旨、議場に報告を行った。

その後、市井議長より、本定時総会を開会するにあたり、①来賓の紹介、②立会い頂いている顧問弁護士の紹介、③議事録には、定款に従い、出席した代表理事である自身と宮下副会長兼専務理事が記名押印すること、④例年と同様、本定時総会終了後に開催される理事会に、本定時総会の出席者全員に引き続き参加頂きたいこと、⑤監事の異動（旭精工株式会社 清水明彦会長から同社 前田繁幸社長に交代）について述べられた。

次いで、前田繁幸氏より、監事就任の挨拶が行われた。続いて、宮下副会長兼専務理事より、安全面から、避難経路及びマスクの取り扱いについて説明された。

その後、市井議長より議長挨拶、経済産業省 製造産業局 産業機械課長 安田 篤 殿から経済産業省の最近の政策動向の説明を交え、来賓のご挨拶が行われた。

次に、阿江順也弁護士より、独占禁止法に係るコンプライアンスを確保する趣旨から出席している旨、説明した後、本日の当工業会の配付資料が独占禁止法上、問題がないことを事前に確認している旨、述べられた。また、独占禁止法遵守にあたっての注意点を交えて、全出席者に同法の遵守を喚起し、その意思の確認がなされた。

その後、議事に入り、下記の報告及び各議案の審議を行い、議案について全会一致をもってこれを承認可決した。

1. 報告

第1号報告 2022年度事業報告書に関する件

2. 議案

第1号議案 2022年度貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認の件

第2号議案 2023年度事業計画書及び収支予算書の承認の件

第3号議案 2023年度会費の件

II. 理事会

理事会は工業会の業務の執行等に係る重要事項の審議、決議等を行っており、理事本人による過半数の出席が必要であるとの定足数の要件がある。2011年7月以降の諸般の状況等によりこの定足数の確保について不確実性が高まったこと、及び事業運営の合理化等を勘案し、一般社団法人に係る法令・定款も踏まえ、年間の定例面談理事会の開催回数が従来の6回から4回（1月、3月、6月、11月）へ変更されている。

本年度も、新型コロナウイルスの感染リスクを見極めた上で的確な開催形式により理事会を実施した。本年度は、新型コロナ禍の減衰などを勘案し、上記定例面談理事会については、すべてリアル開催で実施した。

なお、各理事会の主な議題は、次の通りである。

第57回理事会（書面による決議）（2023年5月15日）

1. 2022年度の決算書並びに附属明細書【承認事項】
2. 2022年度の事業報告書並びに附属明細書【承認事項】

第58回理事会（面談会議）（2023年6月7日）

1. 人事異動【報告事項】
2. 技術標準部会報告【承認事項及び報告事項】
3. 国際関係の取り組み【報告事項】

第59回理事会（面談会議）（2023年11月28日）

1. 2024年の理事会等の開催日程及び新年パーティの開催【承認事項】
2. 環境対策の取り組み【承認事項・報告事項】

3. ISO/TC4等の取り組み【報告事項】
4. 国際関係の取り組み【報告事項】
5. 中小企業対策の取り組み【報告事項】
6. 「物流の2024年問題」への対応【報告事項】
7. 「経済産業省こどもデー」への出展【報告事項】

第60回理事会（面談会議）（2024年1月24日）

1. 2024年の会議日程等【報告事項】
2. 技術標準部会報告【報告事項】
3. 「物流の2024年問題」への対応【承認事項】
4. 2024年度のポイント（案）【報告事項】

第61回理事会（面談会議）（2024年3月18日）

1. 2024年11月及び2025年1月の理事会等の開催日程等【承認事項】
2. 第26回総会（2024年度定時総会）の招集と議案の事前審議【承認事項】
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項（議案）
 - (3) 役員（理事及び監事）の選任の概要
 - (4) 総会次第
 - (5) 2023年度収支決算見込み
 - (6) 2024年度事業計画書、収支予算書及び会費
3. 会長・副会長・専務理事の選定等【承認事項】
4. 製造業分野特定技能制度に係る「一般社団法人（新設）」への入会【承認事項】
5. 下請取引適正化対策に係る政府の動向【報告事項】

III. 参与会

参与会は、一般社団法人への移行（2012年4月1日付け）に伴い、従来の「評議員会」を「参与会」に名称変更したものである。参与には理事・監事以外のすべての会員代表者が委嘱される。

参与会は、従来の評議員会と同様、年度の中間（11月）において開催され、専務理事より参与に対し、当該年度の事業について中間報告を行い、参与の意見を伺う機関である。

本年度は、新型コロナ禍の減衰などを踏まえ、11月28日に4年ぶりに面談での会合を実施し、宮下専務理事より、2023年度のそれまでの事業報告として、上記第59回理事会の各議題の内容等にも言及しつつ、要点説明が行われた。

IV. 会員等の異動

1. 会員代表者の異動

2023年6月21日

株式会社ジェイテクトファインテック

新代表者 代表取締役社長 印南 達也 氏

旧代表者 代表取締役社長 荒木 恵司 氏

2. 監事の異動

2023年4月18日

前田 繁幸 氏 監事就任

3. 参与の異動

2023年6月30日

荒木 恵司 氏 参与辞任

2023年6月30日

印南 達也 氏 参与就任

V. 事業項目別報告

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業
2. ベアリングの技術標準化（ISO／TC4への対応等）に関する事業
3. 健全な貿易発展施策等に関する事業
4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業
5. 広報に関する事業

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業

(1) 情報収集提供等

当業界を取り巻く国内外の環境が急速に変化している中で、内外の関連情報に係る収集・提供に関する事業を実施した。また、経済産業省等の政府等（政府関係機関を含む）、経済諸団体及び関連業界との意見交換・情報交換・協力を深めた。

こうして得た情報をはじめ、その成果は、工業会の各種事業の企画、実施に反映させるなど活用した。

①経済諸団体等との意見交換等

日本経済団体連合会、日本機械工業連合会、経済産業調査会、経済産業統計協会等における各種会議への参加などにより、経済諸団体や関連業界との意見交換・情報交換・協力を進めた。

②政府等との情報交換等

政府等（政府関係機関を含む）に対して、当工業会の事業全般にわたり、情報の収集・提供や要望提出をはじめ、情報交換・協力などを行った。

経済産業省の業種担当課（製造産業局 産業機械課）や事業関係課（産業技術環境局 国際標準課等）に対し最新の事業内容、要望等について説明するなど、情報交換を密にするとともに、ベアリング業界への一層の理解と認識を深めていただいた。経済産業省担当官から直接施策説明を受けるなど、中小企業対策企画委員会主催の講演会等各種会合も情報収集の機会とした。また、IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）やJETRO等政府関係機関とも同様に情報交換を密にした。また、上記①の経済諸団体等との連携も協働させた。以下を特記する。

a. 政府からの各種調査への協力

経済産業省をはじめとする政府からの各種調査に協力した。

- ・ベアリングの業種概況等の調査（毎年 6 月）
- ・海外生産拠点の調査（毎年 6 月）
- ・年表（会員会社編）の調査（ホームページ掲載）
- ・令和 6 年能登半島地震に関する被害調査（2024.1.2）
- ・合成覚醒剤前駆物質の 1988 年条約付表追加提案に関する意見照会（2 件）
- ・新規立地を検討する際の制度的な課題・遊休地、工場跡地の利活用を検討する際の課題について意見照会（2023.11.6）
- ・国内・海外での自家発石炭火力の新設に関する調査（2023.11.20）

b. 政府からの情報に係る会員への周知協力

経済産業省をはじめとする政府からの依頼を受け、会員各社へ通知し周知徹底に努めた。

(コンプライアンス関係)

<人権関係>

- ・「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等についてについて（2023.8.21）
- ・こども・若者の性被害防止のための啓発等について（2023.9.25）
- ・人権尊重のための取組支援セミナーについて（2024.1.19）

<下請け関係>

- ・2023年9月 「価格交渉促進月間」の実施について（2023.8.31）
- ・下請取引適正化推進月間（11月）への御協力について（2023.10.5）
- ・価格転嫁促進のお願い（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」）
（2023.12.1）
- ・下請取引の適正化について（2024.12.11）
- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」 全国ブロック説明会の開催と説明動画公開について（2023.12.26）
- ・下請中小企業振興法「振興基準」改正案について（2024.1.29）
- ・2024年3月「価格交渉促進月間」の実施に関する周知のお願いについて（2024.2.29）
- ・「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」に対する意見募集について（2024.2.29）
- ・不当な下請代金の減額の防止に係る要請について（2024.3.11）
- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」業界向け説明会のアーカイブ配信について（2024.3.19）

(国際関係)

- ・輸出貿易管理令の一部改正について（ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置）（2023.4.3）
- ・北朝鮮との輸出入禁止措置について（2023.4.7）
- ・北朝鮮関連の懸念船舶リストの更新につきまして（2023.4.13）
- ・EU 改正ネットワーク及び通信システム指令（NIS2 令）について（2024.5.25）
- ・ヒアリ類に係る対処指針の関係事業者への周知に関する協力依頼について（2023.6.22）
- ・輸出貿易管理令の一部を改正について（ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置）（2023.7.28）
- ・対日 M&A に関するセミナーについて（2023.9.21）

- ・2023 年度 NEDO 事業「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発」に係る公募について（2023.9.26）
- ・令和 5 度 国際海上コンテナのアンケート調査（荷主）の依頼につきまして（2023.10.25）
- ・ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について（2024.3.1）

(労務関係)

- ・2024 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について（2023.4.11）
- ・個人情報の適正な取扱いに関する周知等の御協力のお願い（2023.4.28）
- ・令和 5 年度「障害者週間」における「心の輪を広げる障害者理解促進事業」の実施について（2023.5.16）
- ・デジタル推進人材育成プログラム「マナビ DX Quest」受講生募集について（2023.6.6）
- ・民間企業に対する海外研究員招へいに係る助成制度（NEDO ジャパントラスト）（2023.6.16）
- ・熱中症対策の一層の強化について（2023.6.28）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（2023.8.3）
- ・「中・東欧 IT 人材ジョブフェア（ポーランド、ルーマニア、ブルガリア）」開催（10 月 14 日～10 月 18 日）のお知らせ（2023.8.22）
- ・「健康経営銘柄 2024」及び「健康経営優良法人 2024」の申請受付開始について（2023.8.23）
- ・令和 5 度「自殺予防週間」における取組の要請（2023.9.12）
- ・令和 5 年度「障害者週間」関連行事について（2023.9.19）
- ・サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について（注意喚起）（2023.9.26）
- ・経産省障害者差別解消に関する研修を開催します～合理的配慮の提供・情報アクセシビリティの確保～（2023.10.4）
- ・改正障害者差別解消法にかかる事業者向け説明会について（2023.10.25）
- ・「年収の壁・支援強化パッケージ」について（2023.10.27）
- ・障害者差別解消法に基づく経済産業省所管事業分野における対応指針の改正について（2023.12.26）
- ・自殺対策強化月間（3 月）について（2024.3.7）
- ・障害者差別解消法に関する意見照会（4 件）

(環境関係)

- ・R5 年度 JCM-FS 事業の公募開始について（2023.4.27）
- ・ストックホルム条約第 11 回締約国会議におけるデクロランプラス及び UV-328 の附属

書 A（廃絶）への掲載及び代替促進の依頼（2023.5.17）

- ・ISSB 公開草案 2 件について（2023.6.7）
- ・夏季の省エネルギーの取組についてご協力のお願い（2023.6.15）
- ・化学物質管理セミナー2023 の開催について（2023.6.20）
- ・IFRS S1 号及び IFRS S2 号の最終版公表について（2023.7.10）
- ・IFRS 財団 ISSB による COP28 声明について（2023.11.20）
- ・化学物質管理セミナー2023 のオンデマンド配信について（2023.12.13）
- ・PCB 特措法に基づく実態調査について（2023.12.26）
- ・化審法に基づく輸入禁止製品等に関するセミナー2023（2024.1.12）
- ・蛍光ランプの製造・輸出入廃止のお知らせ（水銀に関する水俣条約）について（2024.2.29）
- ・「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」が公募開始について（2024.3.7）

（その他）

- ・G 7 広島サミット開催時の物流に係る交通量抑制についてなど 15 件の周知を行った。

c. 令和 6 年度税制改正に対する対応

「（一社）日本機械工業連合会」が策定した「令和 6 年度税制改正に関する機械業界の要望」を同連合会事務局より説明を受け、総務連絡会に対し報告した。

要望のポイントは次の通り。

ア. 設備投資関連

- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、期限延長及び適用要件の緩和、手続きの簡素化、対象機器の拡大
- ・GX 分野について、設備投資減税に加えて生産及び販売活動に応じた事業全体に対する税制支援
- ・機械類等への償却資産課税は大企業も含め撤廃（地方税）

イ. 研究開発税制関連

- ・令和 5 年度末に適用期限を迎える「オープンイノベーション促進税制」の期限延長
- ・特許取得にかかる費用の一部を税制上で控除する制度や知的財産権を活用した収益に対する税制上の優遇措置の導入

上記要望書は、2023 年 10 月に同連合会により、経済産業省等の政府へ提出が行われるとともに自由民主党及び公明党に提出された。

③統計調査に関する事業

経済産業省等の政府統計におけるデータ等により、ベアリング産業に関する統計を作成し、基礎資料として工業会活動に活用するとともに、機関誌「ベアリング」及びホームページにて発表し情報提供した。

ア. 生産について

2023年4月から2024年3月までの生産（経済産業省「機械統計」）は、金額7,028億9,300万円、対前年同期比99.6%、数量24億879万個、同94.3%、重量59万トン、同111.2%となった。

イ. 在庫について

2024年3月の在庫（経済産業省「機械統計」）は、数量2億2,134万個、対前年同月比100.5%、在庫率（在庫／販売）105.2%となった。

ウ. 受注について

2023年4月から2024年3月までの受注金額（内閣府「機械受注統計」）は、7,524億2,300万円、対前年同期比99.5%となった。

受注の内訳をみると、内需は5,386億7,300万円、対前年同期比100.2%、外需は2,137億5,000万円、同97.7%となった。

また、2023年4月から2024年3月までの内需を主要需要部門別にみると、自動車・同付属品製造業からの受注は対前年同期比112.2%、はん用・生産用機械器具製造業は同92.1%、電気機械器具製造業は同74.8%となった。

(2) 総務・管理関係

総務・管理業務における重要なものは、次のとおり。

①総務連絡会

ア. 役割

総務連絡会は、2011年以降の厳しい制約下における改革の中で2012年12月に従前の組織を発展的に解消して、創設されたものである。従前は、一部会員だから構成されていたが、これを改め、理事会メンバー全員の総務部長クラスを構成員とした。その役割は、ア.「理事会をはじめとする工業会活動のフォローと理事・監事会社における社内内部での支援（工業会の事業の動向、スケジュールなどの情報共有等による）」、イ.「既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口」などである。上記ア.については、特に、工業会の公益に純化した事業の推進及び改革等工業会のあり方に関する検討について協力を求める機能も担っている。

イ. 2023年度の開催

2023年度の会議は次のとおり。

ア. 2023年7月11日（場所：大阪科学技術センター）

2023年3月及び2023年6月理事会の結果報告と経済産業省からの「物流の2024年問題」対策への要請について説明。当工業会の「物流対策自主行動計画」の策定を検討していくことを決定。

b. 2024年2月15日（場所：日本ベアリング工業会 会議室）

2023年11月及び2024年1月理事会の結果を中心に報告。

ウ. 「経済産業省子供デー」への出展

経済産業省から当工業会に対して、2018年に初めて「経済産業省子供デー」への出展依頼があり、当工業会における対応のあり方を総務連絡会に相談したところ、本件は、日本ベアリング工業会として展示するもので、経済産業省への協力のみならず、将来を担う子供たちに対して当業界の製品について知ってもらうことは有意義なことであるため、広く全会員に呼びかけ参加を促すこととした。その結果、3社から積極的な回答があったため、経産省の指導に従い、当工業会会員の出展分担を設定し下記のとおり出展協力を行った。

【これまでの出展】（順番は協力申し込み順とした。）

2018年：NTN株式会社（2018年8月1日、2日）

2019年：日本精工株式会社（2019年8月7日、8日）

2020年：コロナ禍のため子供デーが中止

2021年※：株式会社ジェイテクト（2021年8月8日、19日Web出展、ジェイテクトの動画は8月末まで公開）

※「経済産業省子供デー」は新型コロナ禍のためwebでの開催。

2022年：NTN株式会社（2022年8月3日、4日）

2023年：日本精工株式会社（2023年8月2日）

【2024年以降の出展予定】

総務連絡会で検討した結果、次のとおり

- ・2024年：ジェイテクト

エ. 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

経済産業省・産業機械課から、「洋上風力の産業競争力強化に向けたサプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という。）にベアリング業界も参加してほしいとの要請があった。

当工業会に、本件を検討する既定の委員会がなかったため、総務連絡会で対応を検討した（総務連絡会は、既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口となっている）。検討の結果、当業界も部品供給として関わりがあるので、協力をしていくことが適切とし、当面の対応を次のとおりとした。

- a. 「サプライ分科会」の参加が業界で1名に限られていることから、上記3社の中で、日本精工が現在当工業会の会長会社であるので、当工業会を代表して、日本精工の専門家に参加をお願いする。
- b. 「サプライ分科会」の会議後、総務連絡会に結果概要を報告する。
- c. 今後、「サプライ分科会」の検討状況で、他の会員に意見を求めるなど協力をお願いする場合は、改めて相談する。

(注) 本件の詳細は、「4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業」の「(5) 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力」に記載。

②各種寄付要請への対応

寄付への対応は、当工業会の due process の確保の観点から、理事会、総会で検討し、拠出する場合は、当工業会の予算に計上することとしている。2023 年度については、「スポーツ振興資金財団財界募金（80 万円）」「警察協会救済援護事業（10 万円）」「経済広報センター会費（会費形態であるが寄付の位置づけ）57.75 万円」の継続 3 件を拠出した。上記継続 3 件については、2024 年度予算に計上する。

③各種協賛名義使用要請への対応

以下の協賛名義使用要請について、当工業会名の協賛名義使用を承諾した。

- ・（公社）砥粒加工学会 「学術講演会（ABTEC2023）」
- ・（一社）日本電子回路工業会 「電子機器トータルソリューション展 2024」

④防災対応

ア. 災害時での対応

今後も大震災等の災害が想定されている中、震災等が発生した場合に、会員企業の被害状況の確認などの現状把握を速やかに行い、経済産業省へ報告を行うとともに経済産業省からの情報を会員企業に周知連絡を行うため、毎年 7 月に、各会員の緊急連絡先、工場、本支店、営業所の情報を調査している。そのリストを経済産業省へも提供している。

イ. 2024 年 1 月 1 日発生の能登半島地震の対応

2024 年 1 月 1 日に経済産業省から会員企業の被害状況の報告依頼があった。1 月 2 日に工業会事務局から会員各社の災害時緊急連絡先に情報提供の依頼を行い、石川県、富山県、新潟県に営業所や工場等がある会員 7 社の被害状況について経済産業省に報告を行った。

ウ．工業会事務局における防災対策の推進及び会議等の安全対策の徹底

事業継続（B C P 対策）の観点を含め、事務局において次の防災対策を推進した。

工業会事務所が入居している機械振興会館（（一財）機械振興協会）の防災管理協議会に出席し、防災管理に関する情報を入手するとともに、毎年 11 月に同協会が行う自衛消防訓練に参加している。本年度は 11 月 1 日に自衛消防訓練が行われた。

また、書庫等の転倒防止対策を行うとともに、防災備蓄品として水、食料、災害用寝袋、ヘルメット、防災用手袋、マスク等を確保した。

火災等の緊急時において会議参加者が適切に避難できるように、工業会における各種会議の冒頭において当該会議開催場所の「避難経路図」を説明した（面談会議のみ）。

なお、当工業会事務所は、平成 2019 年 3 月 7 日に防災管理点検特例認定（注）を受けた。現行の認定期間は、2022 年 4 月 15 日から 2025 年 4 月 14 日である（2013 年 2 月に 1 回目の認定を受け、当該認定は 4 回目の認定）。

（注）毎年 1 回防火管理点検報告が義務付けられているが、過去 3 年以内の点検結果が優良と認められ、消防機関の検査を受け、基準に適合していると認められた場合、防災管理点検・報告の義務が免除されるもの。

⑤新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症が、2023 年 5 月に「5 類感染症」となったが、新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザ、麻疹などの感染症の動向も依然注意を要する状況にあった。このため、理事会をはじめ各種会合の開催形態については慎重に判断した。結局、概ね面談開催で実施できた。

2. ベアリングの技術標準化（ISO／TC 4への対応等）に関する事業

（1）ISO 関連

ISO/TC 4（転がり軸受専門委員会）の下には、現在、SC（Subcommittee=分科委員会）が7つあり、またこのTC 4及びSCの委員会下には、各国からの推薦による専門家から構成されるWG（作業グループ）が12グループ（諮問グループを含む）あり、割り当てられた特定業務に当たっている。現在、TC 4に参加するメンバー国は、Pメンバー（積極的参加国）が19ヶ国、Oメンバー（オブザーバ）が21ヶ国であり、総計で40ヶ国となる。2024年3月末におけるISO/TC 4の構成は付表1（本節末尾参照）の通りである。

当工業会は、ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISOの日本代表組織であるJISC^{*}のベアリング部門の役割を担うISO対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC 4の審議に積極的に参画している。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。また、ISO/CS（中央事務局）により日々更新される国際標準化業務のための電子システムに対応して、国内審議体制、投票体制及び幹事国業務の電子化を推進している。

^{*}JISC（Japanese Industrial Standards Committee、日本産業標準調査会）は経済産業省に設置されている組織（経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット）で、ISO及びIECに対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

2024年3月末におけるベアリングのISO規格数は合計84件（追補、技術仕様書及び技術報告書、並びに新規制定案件を含む）あり、そのうち2023年4月以降に発行された規格は4件である。2024年3月末における新規制定作業中の規格は8件、改正作業中の規格が2件、定期見直しの規格が6件ある。

TC 4全体の動向としては、規格の新規制定及び改正は欧州からの提案により行われる場合が大半を占めている。具体的には、①各製品分野の規格に対しての横断的なGPS（Geometrical Product Specifications、製品の幾何特性仕様）適用検討、②セラミック（窒化けい素）に関係した新たな規格検討、及び③SC 8（定格荷重及び寿命）が扱う規格体系の見直し及び規格開発の方向性の検討などが行われている。

TC 4における活動及び個々の規格の進捗状況のうち、主なものは下記の通りである。

① ISO/TC 4 の SC 幹事国交代

2021年4月に、アメリカのSC 6（インサート軸受）、SC 9（円すいころ軸受）及びSC 11（リニア軸受）の幹事国辞退に伴う幹事国募集がTC 4にて行われた。日本は、幹事国を引き受けるよりも、TC 4の効率的な組織再編（例えば既存のSCの統合）を行う方が規格開発の効率向上の観点から望ましいとの見解をもち、幹事国引受けへの立候補は行わなかった。

募集の結果、中国のみがその3つの幹事国の引受けを申し出た。その後、TC 4/AG 1に

おいて幹事国の後任に関して TC 4 の組織の見直しを含めた議論が行われた。議論の結果に基づいた提案が TC 4 において承認され、①SC 9 の SC 5（針状、円筒及び自動調心ころ軸受）への統合、及び②SC 6 及び SC 11 の 2 つの幹事国の中止引受けが決定した。

② ISO/TC 4/SC 12 幹事国担当

2011 年 10 月に、新たな SC（分科委員会）として SC 12（玉軸受）が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。以来、日本は幹事国の役割を着実に果たしてきている。

SC 12 幹事国担当に関する具体的な報告は下記の通りである。

a. TC 4 の概況

ベアリングの国際標準化は、長年欧米企業が主導して幹事国運営を独占してきていた。特に、TC 4 幹事国を担当しているスウェーデンにある 1 社は、グローバル企業として海外の子会社が所在する国々の投票に影響を与えていた。

SC 幹事国を担当している国は、それまでは、スウェーデンの他、ドイツ、フランス及びアメリカであった。日本が SC の幹事国を担当するのは SC 12 が初めてであった。

b. SC 12 幹事国引受けまでの経緯

2000 年以降、日本が提案したプロジェクトが担当幹事国の対応の遅れから期限切れでキャンセルされるなど、いくつかのプロジェクトで業務停滞が見られた。該当する SC は SC 6、SC 9 及び SC 11 であり、いずれも当時の幹事国はアメリカであった。日本は、2005 年に開催されたワシントンでの SC 会議で、問題提起とともに、幹事国引受けの用意があることを表明した。TC 4 議長は日本の TC 4 における標準化活動への貢献を評価していましたが、背景にあって、TC 4 組織再編グループが発足し検討が開始された。検討の結果、2007 年の TC 4 総会（パリ）において、アメリカに幹事国降任を促すこととなつたが、ABMA の上位組織の ANSI（米国規格協会）の了承が得られなかつた（既存 SC の幹事国への移管の合意はなされなかつた）。

その後も、業務促進・維持のため組織見直しの検討が継続され、2009 年の TC 4 総会（沖縄）において、SC 12 を新設し日本が幹事国を担当することが提案された。2011 年 6 月にブリュッセルにて開催された TC 4 総会において、SC 12 の新設及びその幹事国を日本が担当することが決議された。2011 年 10 月に ISO の上層委員会である ISO/TMB（技術管理評議会）における最終承認を受け SC 12 は正式に発足し、工業会から輩出された、JISC が任命した委員会マネジャー※及び幹事国が指名した議長が、その活動を進めてきている。

※2019 年 5 月の ISO/IEC 専用業務用指針 の改正により、国際幹事（Secretary）の呼称は、委員会マネジャー（Committee Manager）へ変更された。本報告についても、過去の内容を含め「国際幹事」から「委員会マネジャー」へ呼称を統一している。

c. SC 12 の概要

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| • SC 12 の名称 | Ball bearings (玉軸受) |
| • 幹事国 | 日本 (国代表組織 : 日本産業標準調査会 [JISC]) |
| • 委員会マネジャー | 白木 高志 (JBIA) |
| • 議長 | 西端 伸司 (NSK) |
| • 業務範囲 | 全ての形式及び寸法の玉軸受の標準化 (主要寸法及び公差を含む) |
| • 担当 ISO 規格 | 付表 2 (本節末尾参照) の通り (現在 7 規格)。 |

d. 幹事国担当の意義

SC 12 の管轄規格における “玉軸受” 及び “玉” はベアリングで最も基本的かつ代表的な製品であり、この分野においても高い技術力を持つ日本が担当することは、①世界の軸受産業の発展に寄与し国際貢献を果たし、②同時に、SC 12 を起点として、長い間、欧米勢が主体的であった TC 4 の標準化活動において、日本がより一層の貢献・関与をすることで、日本の産業の発展にも寄与することとなる。

e. SC 12 議長の交代及び委員会マネジャーの活動

SC 12 の議長は、2011 年の幹事国引受け以降、当工業会から輩出されてきている。2018 年 1 月以来、SC 12 議長を務めている中島議長の任期は 2023 年 12 月までとなっており、2023 年秋に 65 歳を迎えていたため、任期の延長は行わない方針にあった。幹事国が任命する次期議長について、工業会にて候補者を選出し、JISC への推薦を行った。SC 12 議長承認のための委員会投票が 2023 年 10 月に TC 4 において行われた。委員会投票は 2023 年 11 月に承認され、2026 年 12 月までの任期にて正式に西端議長 (4 代目議長) の登録が行われている。

また、委員会マネジャーについては、引き続き白木 (工業会職員) が、ISO の専門的な管理運営業務への対応、担当する規格の改正作業の運営、各国の委員会メンバー及び ISO/CS (中央事務局) との調整業務など、当該任務を着実に遂行している。

f. 工業会の体制整備

SC 幹事国引受けについては、当工業会の総会等において決定した方針に基づくものであり、幹事国業務の職責を果たすための体制整備もその方針に盛り込まれている。これは元々実質一名体制であった技術部事務局の体制が、業務負荷の問題に加え、以下のとおり立場の面での問題もあり、経済産業省及び日本規格協会からその旨の指導も受けていることによる。

2011 年 10 月の TC 4/SC 12 幹事国引受けの際には、初回会議への緊急対応に迫られ、臨時に業務補助の派遣職員一名を雇用し急場をしのいだ。しかし、この体制では、業務負荷への対応が十分でないことに加え、立場の面でも、正職員としては一人三役 (①ISO 委員会マネジャー、②ISO 国内事務局担当職員、③JIS 及び BAS 担当職員) を担うこととなっており、経済産業省等からも「委員会マネジャー」 (国際的中立の立場) と「国内事務局担当職員」 (日本としての立場) が兼任されていることは適切でないとの指導を受けていた。こうした中、派遣職員が 2013 年 9 月末で退職することとなったことを契機として、直接雇用の職員を一名採用する人員補充の方針が理事会において承認された。これを受けて 2014 年 4 月に

職員一名を採用した。国内委員会の事務局業務を担当し、さらに委員会マネジャーを輩出している国内審議団体としては、本来「国際標準化推進室」設置が望ましいとの経済産業省等の指導もあり、これは今後の検討課題であるが、まずはその第一歩として人員補充による体制整備を進め現在に至っている。

g. 幹事国業務報告

ISO 19843（セラミック球一切欠き球試験による強度測定方法）の定期見直し投票が 2024 年 3 月に終了した。投票の結果に基づき、幹事国から確認（現在の規格を維持）の提案を行い手続きを進めている。

③ 2023 年度における ISO/TC 4 会議

a. ISO/TC 4 総会

ISO/TC 4 イエテボリ総会が 2023 年 5 月 22 日から 26 日にかけて開催された。ISO/TC 4 本会議、6 つの SC 会議（SC 4、SC 5、SC 6、SC 7、SC 8、SC 11）会議、5 つの WG 会議（WG 15、WG 25、SC 4/WG 5、SC 7/WG 2、SC 8/WG 9）、2 つの諮問グループ会議（AG 1、AG 2）会議が開催された。

日本からは 5 社及び 1 団体（日本ベアリング工業会）から計 12 名が主に対面にて参加した。

ISO/TC 4 イエテボリ総会日程

日付	会議
5 月 22 日（月）	① SC 8/WG 9（合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法）
	② SC 6（インサート軸受）
	③ SC 8（定格荷重及び寿命）
5 月 23 日（火）	④ SC 4/WG 5（GPS に基づく記号、用語及び定義）
	⑤ SC 7/WG 2（油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエンド）
	⑥ SC 7（球面滑り軸受）
5 月 24 日（水）	⑦ TC 4/WG 25（軸受の清浄度）
	⑧ SC 11（リニア軸受）
	⑨ SC 4（転がり軸受の製品の幾何特性仕様（GPS））
5 月 25 日（木）	⑩ TC 4/WG 15（部品ライブラリーリファレンス辞書）
	⑪ TC 4/AG 2（TC 4 濟問グループ 2）
	⑫ SC 5（ころ軸受）
5 月 26 日（金）	⑬ TC 4/AG 1（TC 4 濟問グループ 1）
	⑭ TC 4（転がり軸受）

b. ISO/TC 4 WG ベルリン会議

ISO/TC 4/SC 及び WG ベルリン会議が 2023 年 11 月 6 日から 10 日にかけて開催された。1 つの SC 会議（SC 8）、5 つの WG 会議（WG 24、SC 4/WG 5、SC 4/WG 7、SC 8/WG 9、SC 11/WG 4）、2 つの諮問グループ会議（AG 1、AG 2）会議が開催された。

日本からは6社及び2団体（日本ベアリング工業会、日本ファインセラミックス協会
*)から計13名が主に対面にて参加した。

*TC 4/WG 24（セラミック転動体の外観用語）の専門家がエキスパートとして参加

ISO/TC 4 WG ベルリン会議日程

日付	会議
11月6日（月）	① SC 8/WG 9（合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法）
	② SC 8（定格荷重及び寿命）
11月7日（火）	③ SC 11/WG 4（リニアころ軸受－主要寸法及び公差）
11月8日（水）	④ SC 4/WG 7（GPSに基づく特性及び公差値）
11月9日（木）	⑤ TC 4/AG 2（TC 4 諮問グループ2）
	⑥ TC 4/WG 24（セラミック転動体外観の用語）
	⑦ SC 4/WG 5（GPSに基づく記号、用語及び定義）
11月10日（金）	⑧ TC 4/AG 1（TC 4 諮問グループ1）

④ ISO/TC 4における各委員会の作業状況

各委員会の活動状況は下記の通りである。

a. ISO/TC 4（転がり軸受）関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 3643（セラミック転動体の外観に関する用語）

WG 24にて審議を行っている。審議に際しては、玉分科会（玉メーカー及び軸受メーカにより構成）にて必要に応じて事前審議を行い、また、セラミック素球メーカが加盟している日本ファインセラミックス協会（JFCA）とも意見調整しながら、審議に参加している。

- ISO 7544（軸受の清浄度の測定及び評価方法）

WG 25にて審議を行っている。2023年7月にDIS（国際規格原案）が回付された。

b. ISO/TC 4/SC 4（転がり軸受の製品の幾何特性仕様（GPS））関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 22872（公差－GPSに基づく用語及び定義）

GPSに基づく公差の用語及び定義に関する規格制定に向けて、審議を行っている。2023年10月にDIS（国際規格原案）の第2版が回付された。

ii. 改正作業中の規格

- ISO 582（面取寸法－最大値）

SC 4/WG 7にて審議を行っている。

iii. 発行された規格

- ISO 199（スラスト軸受－製品の幾何特性仕様（GPS）及び許容値）

2023年8月に発行された。

- ・ ISO 492 (ラジアル軸受－製品の幾何特性仕様 (GPS) 及び許容値)
2023 年 8 月に発行された。

c. ISO/TC 4/SC 5 (針状ころ軸受) 関連

i. 制定作業中の規格

- ・ ISO 1206 Amd.1 (ソリッド形針状ころ軸受－主要寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値－追補 1)
SC 5/WG 1 にて審議を行っている。

ii. 発行された規格

- ・ ISO 1206 (ソリッド形針状ころ軸受－主要寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値)
2023 年 10 月に発行された。

d. ISO/TC 4/SC 6 (インサート軸受) 関連

現在のところ、特に審議案件はない。

e. ISO/TC 4/SC 7 (球面滑り軸受) 関連

i. 発行された規格

- ・ ISO 24652 (油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエンド)
2023 年 9 月に発行された。

f. ISO/TC 4/SC 8 (定格荷重及び寿命) 関連

i. 制定作業中の規格

- ・ ISO 16281 (合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法)
- ・ ISO 17956 (合成荷重を受ける軸受の有効静安全係数の計算方法)
SC 8/WG 9 にて審議を行っている。

ii. 改正作業中の規格

- ・ ISO 281 (動定格荷重及び定格寿命)
2023 年 5 月のイエテボリ SC 8 会議にて、改正をすることが決定した。

g. ISO/TC 4/SC 11 (リニア軸受) 関連

i. 制定作業中の規格

- ・ ISO 19457 (リニア軸受－主要寸法及び許容差)
中国からの NP (新業務項目提案) が 2023 年 1 月に承認され、WG 4 にて制定作業が行われている。

h. ISO/TC 4/SC 12 (玉軸受) 関連

i. 定期見直し中の規格

- ・ ISO 19843 (セラミック球－一切欠き球試験による強度測定方法)
2024 年 3 月期限で定期見直し投票があり、日本は確認 (現在の規格を維持) することを投票した。

(2) JIS 関連

ベアリングの JIS（日本産業規格）について、産業標準化法に基づく手続きに対応した機関である JIS 転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定・改正の原案作成を行う。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。

また、日本産業標準調査会等の更なる電子化に対応し、JIS 審議体制及び原案作成の電子化を更に推進している。

① JIS 制定等の計画の一般公開及び意見受付の実施

技術標準部会が立案した JIS 制定等の計画を、JIS 転がり軸受原案作成委員会への意見聴取を経て、2024 年 1 月 9 日から 2 月 8 日の期間、工業会ホームページ「標準化情報」のページにより一般に公開し、意見受付を実施した。意見等の申出はなくこの期間を経過したため、技術標準部会において、この計画を決定した。

② JIS 転がり軸受原案作成委員会における原案作成の進捗状況

JIS 転がり軸受原案作成委員会は、その下に、JIS 原案の素案を作成することを目的とする専門委員会を設置している。この専門委員会には、当工業会の技術的な専門家に加え、経済産業省（以下「METI」）及び（一財）日本規格協会（以下「JSA」）の支援及び協力により、規格の用途・趣旨に関する専門家（METI）及び規格の様式に関する専門家（JSA）に、関係者として参加いただいている。このように JIS 原案の素案の作成段階から外部の専門家との調整を行っている。

個々の規格の進捗状況としては、次のとおりである。

a. 改正作業中の規格

- ・ JIS B 1536-3 及び-4（針状ころ軸受の主要寸法及び公差—第 3 部：ラジアル保持器付き針状ころ、及び—第 4 部：スラスト保持器付き針状ころ及びスラストワッシャ）

2024 年 2 月に JIS 転がり軸受原案作成委員会の審議を行い、2024 年度に申出予定である。

- ・ JIS B 1509（転がり軸受—止め輪付きラジアル軸受—寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値）

2024 年 3 月から専門委員会にて審議を行っており、2025 年度に申出予定である。

b. 発行された規格

- ・ JIS B 1510（転がり軸受—ラジアル軸受、固定用切欠き—寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値）

2024 年 3 月に発行された。

(3) BAS 関連

BAS の在り方について、技術標準部会及びその下部委員会である技術標準運営専門委

員会において、必要性及び工業会全体のコンプライアンスも考慮しつつ、規格使用者としてではなく、規格開発の責任元としての立場で将来にわたって実施でき処置を検討してきた。検討の結果、BAS はその目的を達成し役割を終え、今後は BAS 規格を継続・維持する必要はなく廃止することが妥当であると判断した。これに基づき、2023 年 4 月開催の技術標準部会及び 6 月開催の理事会において BAS の廃止を決定し、2024 年 2 月 29 日付けにて全ての BAS を廃止した。

(4) 関連団体との協力

①次の関連団体と、標準化について相互協調を図っている。

(一財) 日本規格協会、(一社) 国際標準化協議会、(国研) 産業技術総合研究所、(一財) 日本軸受検査協会、(一社) 日本自動車工業会、(一社) 日本電機工業会、(一社) 日本建設機械施工協会、(一社) 日本産業車両協会、(一社) 日本産業機械工業会、(一社) 日本鉄鋼連盟、(一社) 日本工作機械工業会、(一社) 日本工作機器工業会、(一社) 日本航空宇宙工業会、(一社) 日本ファインセラミックス協会

②関連機関への協力として下記の業務で貢献した。

a. 日本規格協会への協力

日本規格協会の JIS ハンドブック編集委員会（機械要素(ねじを除く)）の委員に当工業会が任命されている。同委員会が 2023 年 9 月に開催され、当工業会から委員として参加した。

b. 関連機関への委員参加

下表に示す規格制定・改正を行う関連機関の委員に、当工業会が任命され協力をしている。

原案作成団体 (国内審議団体)	委員会	規格 種別	規格対象範囲
(一財)日本規格協会	ISO/TC 10	ISO/ JIS	製品技術情報文書情報
(一財)日本規格協会	ISO/TC213 グループ A	ISO/ JIS	図示
(一財)日本規格協会	ISO/TC213 グループ C	ISO/ JIS	表面性状
(一社)日本工作機械工業会	JIS B 6197 原案作 成委員会	JIS	JIS B 6197 (工作機械一短期 工程能力試験)

(備考) **ISO/TC213**：製品の寸法・形状の仕様及び評価。なお **ISO/TC213** グループ B の規格対象範囲は測定。

付表 1 ISO/TC 4 の組織

TC	SC	WG	名 称	幹事国 (WG はコンビーナ所属国)
TC 4	WG 15	転がり軸受	スウェーデン (SIS)	
		部品ライブラリーリファレンス辞書	(フランス)	
		用語	(日本)	
		セラミック転動体外観の用語	(フランス)	
		軸受の清浄度	(ドイツ)	
		TC 4 質問グループ 1	(スウェーデン)	
	AG 2	TC 4 質問グループ 2	(ドイツ)	
		転がり軸受の用語、主要寸法及び製品の幾何特性仕様	スウェーデン (SIS)	
	WG 5	GPS に基づく記号、用語及び定義	(イギリス)	
		GPS に基づく特性及び公差値	(ドイツ)	
SC 4	SC 5	ころ軸受	フランス (AFNOR)	
		針状ころ軸受－寸法及び公差	(フランス)	
	SC 6	インサート軸受	中国 (SAC)	
	SC 7	球面滑り軸受	ドイツ (DIN)	
		油圧シリンダ用球面滑り軸受ロッドエンド	(オーストリア)	
	SC 8	定格荷重及び寿命	ドイツ (DIN)	
		合成荷重を受ける軸受の修正基準定格荷重の計算方法	(ドイツ)	
	SC 11	リニア軸受	中国 (SAC)	
		リニアころ軸受－主要寸法及び公差	(オーストリア)	
	SC 12	玉軸受	日本 (JISC)	

付表 2 ISO/TC 4/SC 12 の管轄規格

規格番号	ISO 規格名称
ISO 3290-1	転がり軸受－玉－第 1 部：鋼球
ISO 3290-2	転がり軸受－玉－第 2 部：セラミック球
ISO 8443	転がり軸受－外輪フランジ付ラジアル玉軸受－フランジ寸法
ISO 12044	転がり軸受－単列アンギュラ玉軸受－外輪正面側の面取寸法
ISO 19843	転がり軸受－セラミック球－切欠き球試験による強度測定方法
ISO 20515	転がり軸受－ラジアル軸受、固定用切欠き－寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値
ISO 20516	転がり軸受－調心座スラスト玉軸受及び調心座金付きスラスト玉軸受－主要寸法

3. 健全な貿易発展施策等に関する事業

(1) 貿易及び海外生産の動向

①2023年4月から2024年3月までのベアリング輸出動向

2023年4月から2024年3月までの軸受完成品（玉軸受+ころ軸受+軸受ユニット）の輸出（財務省「貿易統計」）は、金額4,031億1,300万円、対前年同期比89.2%となった。市場別にみると、アメリカ向けは金額721億1,100万円、対前年同期比92.3%、EU向けは金額587億3,000万円、同93.6%、アジア向けは金額2,332億3,300万円、同86.1%（うち中国向けは金額843億8,900万円、同76.9%）となった。

②2023年4月から2024年2月までのベアリング輸入動向

2023年4月から2024年2月までの軸受完成品（玉軸受+ころ軸受+軸受ユニット）の輸入（財務省「貿易統計」）は、金額792億9,600万円、対前年同期比101.1%となった。地域別にみると、アメリカからは金額100億500万円、対前年同期比99.3%、EUからは金額104億5,600万円、同96.6%、アジアからは金額564億4,600万円、同101.4%（うち中国からは金額275億5,600万円、同104.3%）となった。

③海外生産統計

工業会会員による海外生産の実態把握を目的として、年2回、3月と10月に調査を実施し、集計期間を上期（1月から6月）と下期（7月から12月）に分けて作成している。対象品目は、玉軸受、ころ軸受、軸受ユニットの軸受完成品であり、集計はこれらについての海外生産金額の合計額である。

調査によると会員企業の海外生産金額は、2023年下期（2023年7月から12月）は4,162億8,000万円、海外生産比率54.2%であった。

国内生産と海外生産を合計した世界生産の金額は、2023年は1兆5,132億700万円、対前年比104.5%、2023年下期（2023年7月から12月）は7,682億1,600万円、対前年同期比103.3%となった。

*海外生産統計の目的は海外生産比率の動向をみるための概括的指標を示すことであり、海外生産金額の値は概括的な数値である。

(2) WBA (World Bearing Association 世界ベアリング協会)

WBAは、グローバル化の進展の中で、共通する公益的な課題に係る日米欧の間の協力をより一層推進するため、WBSを発展的に解消して、2006年9月に設立されたものである。

JBIA内部においては、WBA専門委員会を設け、連絡・調整に加え、WBA総会への対処方針の策定等を行い対応している。

①WBA リーガル・カウンセル

WBA は、2009 年よりアンチトラスト・コンプライアンスの体制を一層強化し、アンチトラスト弁護士（ベーカー&マッケンジー：以下、B&M）による書類・資料のリーガル・チェックと会合のモニタリングのもとで、総会（2011 年～2013 年は首脳会合）、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。

②2023 年 WBA シカゴ総会の結果

WBA 総会は、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響やロシアのウクライナ侵攻により、2020 年は延期、2021 年および 2022 年はオンライン（Teams）で開催された。2023 年は Kyle 会長主催のもと、シカゴで会議が開催された。概要は次の通り。

a. 開催日時

2023 年 9 月

- 13 日（水） 日米欧事務局会議（10：00～12：00）
偽造品対策委員会（以下、ACC）およびオーセンティケーション・システム委員会（以下、オーセン委員会）（13：00～16：00）
JBIA 内打合せ会（16：00～17：00）
レセプション＆ディナー（17：30～21：00）
- 14 日（木） 総会（8：30～11：20）
ACC 総括会議（13：00～14：00）

b. 出席者

【首脳】

- 市井 明俊 WBA 副会長、JBIA 代表（日本精工社長）
佐藤 和弘 WBA 副会長、JBIA 代表（ジェイテクト社長）
鵜飼 英一 JBIA 代表（NTN 社長）
畠崎 志郎 JBIA 代表（ナチアメリカ社長 不二越社長の代理出席）
Richard G. Kyle WBA 会長、ABMA 代表（TIMKEN 社長）
Stefan Spindler WBA 副会長、FEBMA 代表（Schaeffler 執行役）
Sascha Zaps Regional CEO, Schaeffler Technologies AG & Co. KG
(Spindler 副会長が 2024 年 3 月に退任するため、後任として出席)
(欠席) Rickard Gustafson WBA 副会長、FEBMA 代表（SKF 社長）

【委員会議長】

- Ingrid Bichelmeir-Boehn オーセン委員会議長（Schaeffler）
Johan Bravert ACC 議長（SKF）

【オブザーバー】ACC およびオーセン委員

内田光一（日本精工）、瀧澤佐知（ジェイテクト）、野並暢子（NTN）、
岡島明子（不二越）、Christine Przybysz（TIMKEN）

【事務局】

JBIA： 宮下（副会長兼専務理事）、石浦（国際部長）、岡野（国際部主査）

FEBMA： Sylvia Grohmann - Mundschenk（事務局長）

ABMA： Jenny Blackford（事務局長）、Robin McWilliams（アシスタント）

【その他】

Ashley Eickhof Baker McKenzie 弁護士（会議モニタリング）

小寺、大菅（通訳）

c. 総括

⑦2019 年のヨーテボリ総会以来の対面会議で、成功裏に終了した。

①JBIA の 4 社が現地で対面出席したのは、2010 年ウィンザー総会以来。2011 年カルテル事件以降、JBIA の出席は限定的となっていたが、2021 年の Web 総会で 4 社がそろった。

⑦主催者である Kyle 会長が議長となり、事前に事務局間で調整したアジェンダに沿って議論が行われた。JBIA の参加社長は、対処方針^{*1}に沿って対応し、同方針の枠内で問題なく収まった。

※1 JBIA の基本スタンスは、例年と同様、2015 年シカゴ総会において「WBA のあり方」について Kyle 会長（当時）が提唱し合意に至った、リソースの制約を考慮し「偽造品対策活動に集中」との合意を踏まえ、経済・社会情勢も勘案のうえ、この枠組みの維持に努め、適宜対処。

⑨特段の新規事業の提案はなく、ACC とオーセン委員会それぞれの 2023 年事業報告、2024 年事業計画（予算含む）が承認された（後述の「③WBA 偽造品対策委員会」および「④WBA オーセン委員会」を参照）。予算は USD156,100 と、対処方針の枠内で納まった。

* 予算内訳：偽造品対策 USD88,000／オーセン USD28,100／リーガル USD40,000。

⑩各委員会が提案した 2024 年計画は原案どおり承認された。2023 年 7 月に完成した中国調査報告（後述 e. 参照）の結果にも関連して、WBA 首脳からは、中国における偽造品問題の重大さが再認識されたこと、また、調査で提言された対策など、事業の追加予算増額については、年度途中であっても必要となったら検討していくべきとの発言があった。

⑪最後に Kyle 議長は、他の首脳らに WBA の将来の活動分野について自由な意見の発言を求めつつ、自らは、偽造品対策が今後とも主要な柱であると本日の総会を総括し、両委員会は承認された取り組みを着実に実行することを期待すると述べた。Zaps 氏から発言の

あった「グリーンプロダクト」に関連して、環境分野での協力にはメリットもあるものの、国や地域間の規制の違いや競争法の規制など「複雑な（complexity）」検討が必要であると総括した。議長は FEBMA に対し、必要があれば環境について検討をすすめるよう要請した。

⊕Kyle 議長は新しい総会のスタイルとして、WBA 会長・ホストの任期が 2 年間であることから、1 年目を対面、2 年目を Web で開催する形式を提案し、これが承認された。1 日半と短い総会の日程に対して長距離移動は負担が大きいことが理由。次回開催は Web 開催となり ABMA 事務局が日程調整を行った結果、9 月 4 日となった。なお、その後 JBIA が 2025 年（対面会議）、2026 年（Web 会議）のホストとなる。

③WBA 偽造品対策委員会（ACC）

2023 年度は、中国ロビー参加者を対象とした ACC・広報啓発分科会会議（7 月 5 日）を上海において対面開催。また、総会に合わせて開催したシカゴ ACC 会議（9 月 13 日）では、従前は総会時以外においても年に 1 回は対面の ACC 会議を開催していたことから、こうした対面会議復活の提案が委員から出され、海外政府機関等を訪問する機会などを捉え、ACC 会議を併せて行うことで合意した。この合意に則り、東南アジアロビーでは、タイ・バンコクで対面会議（2024 年 2 月 21 日）を開催した。他方、Web 会議は計 8 回開催した（4 月 25 日、6 月 20 日、8 月 1 日、8 月 29 日、8 月 30 日^{※2}、11 月 7 日、2024 年 1 月 30 日、3 月 26 日）。

※2 8 月 30 日の会議は、中国調査の報告会。

a. 委員

議長：Bravert（SKF）

委員：内田、山下（NSK）、平岡、瀧澤（JTEKT）、野並（NTN）、岡島（NACHI）

Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）、Przybysz、張（TIMKEN）

事務局：（JBIA）宮下専務理事、石浦、岡野、

（ABMA）Blackford、（FEBMA）Grohmann - Mundschenk

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

b. 中国ロビー（JBIA 担当）

新型コロナ禍の影響による渡航制限のため、2020 年以降、中国政府取締機関への訪問は中断を余儀なくされていた。WBA はこれまで築いてきた信頼関係を維持するため、ホワイトリスト／ブラックリストなど摘発に役立つデータをメンバーが収集し、取締当局へのデータ提供を継続した（中国当局は AI やビッグデータ等の IT システムを活用した効率的な検索・差し止めに力を注いでおり、WBA が提供する情報は当局から高く評価^{※3}されている）。2023 年になると中国への渡航制限が緩和され、7 月には 3 年ぶりに当局との会合が実現した。但し、当局との会合の垣根は国際情勢の変化によりコロナ前に比べ高くなっている。

合の前例のない当局との面談はかなわなかった。他方、今回対面した各当局の代表者からは歓迎の意を表していただき、今後も会合を続けることに積極的な発言をいただいた。とりわけ、2019年にも訪問した北京税関からは、ショート・ノーティスにもかかわらず、面談を許可いただけた。これはWBAが過去継続して訪問を重ね信頼関係を築いてきた成果と理解できる。

※3 一例として、上海税関は2020年9月、ホワイトリスト登録新システムに係る対外説明セミナーをジェトロと主催したが、配付された資料には、あまたある商品の中からベアリングを例に取った登録方法が示されている。これは税關にとって、WBA企業が長年ホワイトリストによる対策に協力し実績を重ねてきたことからと推察される。

【参加者】 参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、Bravert（ACC議長、SKF）

現地参加者：周（NSK）、李（JTEKT）、于、尤（NTN）、吳、周、范（NACHI）、程、陳（Schaeffler）、陳、張（SKF）、張、孫（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：B&M弁護士（会議モニタリング）、日中通訳

b-1. 2023年結果

ACC議長がいくつかの会合に参加できなかつたことから、内田委員（NSK）が団長となつてロビー活動を行つた。WBAアプリ（中国ではWeChat版）が実装されてから初めての中国訪問のため、全ての当局で、アプリのデモンストレーションを行つた。

ア. 海關総署（GACC：中央税関）総合業務処：7月4日（10回目の会合）

当局出席者：李丹処長 他2名

アプリに関する李処長の発言は次の通り。

- 地方税関に対し業務の補助（税関登録データベースの補助サポート用）として、使用を後押しすることは可能。政治改革により、各税関が独自に検討することができる権限が増加している（換言すれば、WBAとして、従来以上に、地方税関や地方の公安等を含む法執行機関対策に取り組む余地が生じたといえる）。
- WCOキャパシティビルディング助言者の立場から言えることは、全ての国が中国のように潤沢な予算で税関業務（データベース構築等）を行うことは難しいことから、本アプリは税関システムが充分でない国で特に有益と考える（今後、WBAが開発途上国での協力活動を強化する際は、このWCOの視点からのアドバイスを重視する）。

イ. 北京税関：7月3日（4回目の会合）

出席者：曹処長 他4名

当初は訪問を予定していなかつたが、会合の実績のない当局とのアポイントメントが取得できなかつたことから、急遽申請したところ訪問がかなつた。北京税関は、空輸による偽造品の小口輸送（郵送・小包ルート、Eコマース等）が多い税関。アプリのデモンストレーションをしたあと、アプリ利用に関して質疑応答や税関が利用する場合の手続き等に

について情報共有をした。

ウ. 上海税関：7月5日（4回目の会合）

出席者：沈副処長 他1名

上海税関は、貿易量が多く、差止件数が多い税関のひとつ。知財侵害品の差止についてはテクノロジーを活用する偽造品対策の可能性（ブロックチェーン等）に期待している旨の発言があった。

エ. 上海市公安局（MSA）：7月6日（3回目の会合）

出席者：経偵隊長 俞総隊長 他2名

近年発生している WBA のメンバーの案件およびアプリの機能等について、意見交換を行った。

オ. 提供資料：訪問した当局へ提供した資料は以下の通り。

- ・各社情報：ホワイトリスト、ブラックリスト、連絡先、会社紹介等
- ・中国税関差止データ：WBA メンバーの偽造品を中国税関が差し止めたデータ
- ・中国以外での税関差止データ：中国から輸出された WBA メンバーの偽造品を海外税関が差し止めした事例のデータ（本データは WBA リーガル・カウンセルを務めるベルギーの B&M が集約し、直接、海関総署へ提出）
- ・中国市場摘発データ：WBA メンバーの偽造品を公安等の市場取締当局が摘発した実績のデータ（税関取締は含まれておらず税關には提出していない）

b - 2. 2024年計画

ア. 海關総署総合業務処：総署との長年のパイプを維持。地方ロビー訪問にかかる総署の了解と支持を得る。最新動向に応じ、中国税関がどのようなデータをリスク管理システムに必要としているかについて意見交換をする。

イ. 国家市場監督管理総局（SAMR）：2018年、国家質量監督検驗検疫総局、国家工商行政管理総局、国家食品薬品監督管理総局を統合して新たな組織として設立。品質、計量、各種輸出入貨物検疫から、消費者保護等を担当。近年 WBA が問題視している E コマース対策も管轄していることから訪問を計画する。WBA として初めての訪問となる。

ウ. 地方政府：貿易量が多く、偽造品が多く流通している山東省または廣東省を検討する。具体的な訪問先は今後検討する。訪問先が決まつたら、各社は個別に訪問先の地域で摘発を行う（訪問する取締機関に対して現地の偽造品侵害の実態を報告し、当局が法執行をおこなう上で参考となる情報を提供するため）。

c. アジア太平洋地域（JBIA 担当）

c - 1. 2023年結果

現地のコロナ禍の状況が改善したことから、2023年次計画に基づき、2023年3月にタイ（2020年以来）およびベトナム（初めて）にミッションを派遣し、現地においてロビイング、セミナーなどを開催した。なお、ACC議長が所用により不参加となったこと

から、内田委員（NSK）が団長となり当局訪問およびセミナーを開催した。

ア. タイ対策

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、

現地参加者：Supachanyawat（NSK）、大北、Wongprasit（JTEKT）、

得能、Thongphoem（NACHI）、Trongsangpanya、Kitsathapornpisan（NTN）、

Arayanun（Schaeffler）、Cheybumrung（SKF）、Dechanuwong、Thanomaru（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

【WBA 地域会議】

3月13日午後に、B&M 弁護士のモニタリングのもと、ロビーの出席者を集めて地域会議を開催。事務局より2020年以降のWBA事業の進捗を説明するとともに、タイの偽造ベアリングの状況報告、14日の中央税関との会合および税関向けセミナーの段取りについて確認を行った。

【中央税関との会合】3回目の会合

3月14日午前に中央税関を訪問。内田団長からタワール法執行局長に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、WBAアプリの組織的な使用を要請した。また、WBAメンバー7社はそれぞれが抱える偽造品事案等について、税関側に説明を行った。これに対し、タワール局長は新規に導入された税関登録システムの紹介を行い、WBAメンバー各社の登録を促すとともに、午後の税關取締官を対象とした真贋判定トレーニングセミナーの開催を高く評価した。

【取締当局職員向けセミナー】4回目

3月14日午後はTilleke法律事務所のオーデトリアムを使い税關職員47名に対しWBA真贋判定トレーニングを開催した。プログラムは、①WBA概要と偽造対策活動、特にWBAアプリの説明、②偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクの説明、③メンバー7社による真贋判定について概説等を行った。セミナー会場では、個別企業ごとにブースを設置し、真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。ブースを訪れた職員に対し実物を用いて、真贋判定の詳細を含めたデモンストレーション等を行った。

税關参加者内訳

Enforcement Division（7人）、Bangkok Port Customs Bureau（3人）、

Maptaphut Customs Office（3人）、Suvarnabhumi Airport Customs Office（10人）、

Ladkrabang Cargo Clearance Port Customs Office（5人）、Don Muang Airport Customs Office（3人）、Bangkok Port Customs Office（10人）、

Laem Chabang Port Customs Office（6人）、計47人。

イ. ベトナム対策

WBA ミッションとしてベトナムを訪問するのは初めて。バンコクでのセミナー終了後、翌 3 月 15 日にハノイへ移動、3 月 16 日朝、Tilleke 法律事務所でロビーの出席者を集めて、タイと同様の地域会議を開催。その上で、市場管理総局（DMS : Vietnam Directorate of Market Surveillance）と科学技術省監査局（MOST : Ministry of Science and Technology）を訪問した。当局との会合では、内田団長からミッション受け入れのお札を述べるとともに、参加メンバーによる自己紹介を実施。続いて、団長から WBA の組織と活動の紹介、偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクを説明し、真贋判定セミナーの開催など協力事業の提案を行った。また、Bichelmeir-Boehn・オーセン委員長からはベアリング業界の真贋判定共通アプリ、WBA Check の紹介を行った。出席者などは次の通り。

【参加者】

ACC 委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）

現地参加者：Tuan（NSK）、Koon、Nam（JTEKT）、松村、Ly（NACHI）、

Cuong、Linh、Bac（NTN）、Tiep（Schaeffler）、Hoang（SKF）、Loc（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

○市場管理総局（DMS）：リン局長、他 9 名

WBA からの説明に対し、リン局長は偽造ベアリングの大部分は密輸品であることを指摘し、偽造ベアリングを効果的に摘発するには法執行機関と企業が綿密に協力する必要があるとし、WBA との協力を強化することで両者は一致した。

○科学技術省（MOST）監査局：ダット知的財産部副部長、他 4 名

ダット知的財産部副部長に対し、WBA Check の紹介を行ったところ、副部長はすでにアプリをダウンロードしており、その場でデモンストレーションと質疑応答が行われた。更に副部長からは WBA メンバーのベトナムにおける事業概況などについて資料の提供依頼があった。WBA と監査局は、今後情報の交換や真贋判定トレーニングセミナーなどの実施について、協力関係を強化することで一致した。

c - 2. 2024 年計画

タイとベトナムの当局訪問は継続する。 タイでは、税関だけでなく、警察など他の法執行機関を含む合同セミナーを開催する。ベトナムにおいても、セミナー開催を探る。今後の東南アジアのロビー活動の在り方について、本社と現地職員の意見交換の場を設け、偽造品対策強化に関連した方策について議論する。

c - 3. 2024 年結果

2024 年次計画に基づき、2024 年 2 月にベトナムおよびタイにミッションを派遣し、現地においてロビイング、セミナーなどを開催した。 2024 年も ACC 議長が不参加となったことから、内田委員（NSK）が団長となり当局訪問およびセミナーを開催した。 概要は次の通り。

ア. ベトナム対策

【参加者】 参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、野並（NTN）、岡島（NACHI）、

Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）

アジア地域責任者：Kalita（Schaeffer）、Manto（SKF）

現地参加者：Tuan、川本（NSK）、Chong、Nam（JTEKT）、松村、高野、Ly（NACHI）、

Cuong、Phuoc（NTN）、Bui（Schaeffler）、Cuong（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：通訳

【当局との会合】

2月19日に税関総局、20日にハノイ警察と会合を行った。内田団長から各当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、偽造ベアリングのリスクについて説明。識別ツールであるWBAアプリのデモンストレーションを行い、組織的なアプリの使用を要請した。偽造品取締りに役立つ情報について確認をしたところ、ホワイトリスト、ブラックリスト、疑わしい業者リスト等、偽造関連の手広い情報提供を求められた。いずれの当局でも、意見交換が活発に行われた。当局の出席者などは次の通り。

○税関総局（初めての会合）：ハ税関管理監督局副局長、他4名

知財関連の法律改正が行われ、2023年1月より職権による差止めが可能になるなど、権限の強化について説明をうけた。なお、本会合に同席した税関幹部職員1名は2023年6月の日本国財務省招聘事業で来日しており、その際にIIPPFとの会合に出席している。同会合で事務局石浦は、WBA偽造対策のプレゼンを行い、2024年にベトナム当局訪問を予定し、税関との会合の実現を要請した。ベトナム税関との会合は2023年に断られるなど難しいといわれていたが、IIPPFで面識ができたこと、またアプリに関心をもってくれたことから、会合が実現できたものと考えられる。

○ハノイ経済警察（初めての会合）：アン経済局偽造・密輸対策チーム副部長、他2名

ベトナム刑法と知的財産法が改正されたことから、警察でも知財侵害対策に重点を置くようになった旨説明を受け、WBAの協力を求められた。

【当局職員向けセミナー】（初めて）

2月20日午前にハノイ市場管理局（MSD = Market Surveillance Department）職員28名（幹部3名、取締官25人）に対しWBAトレーニングセミナーを開催した。プログラムは、①WBA概要と偽造対策活動、特にWBAアプリの説明、②偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクの説明、③メンバー7社による識別ポイント説明等を行った。セミナー会場では、各企業の真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。展示場所を訪れた職員に対し実物を用いて、WBAアプリを用いた真贗判定のデモンストレーション等を行った。

イ. タイ対策

【参加者】 参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、野並（NTN）、岡島（NACHI）、

Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）

アジア地域責任者： Kalita（Schaeffer）、Manto（SKF）

現地参加者： Supachanyawat、Meesri（NSK）、Wongprasit、水谷（JTEKT）、

Kitsathapornpisarn、Trongsaengpanya、Sookdee、片山（NTN）、

高野、得能、Thongphoem（NACHI）、Surapongraktrakul（Schaeffler）、

Cheybumrung（SKF）、Dechanuwong、Thanomarun（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

【WBA ACC および拡大会議】

2024年2月21日午前に、B&M 弁護士のモニタリングのもと、対面でACC会議を開催（弁護士、通訳を含め12名参加）。2024年度の対象国である中国、インドへのアプローチ方法などについて具体的に議論を行った。同日午後からは各社のタイ人現地職員、タイ駐在員なども加えた拡大版ACCを開催し、タイ、ベトナム対策について幅広い意見交換を行った（弁護士、通訳を含め24名参加）。

【当局との会合】

2月23日に知的財産局（DIP：Department of Intellectual Property）、中央税関を訪問し会合を行った。内田団長から当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、同偽造品のリスクを説明し、WBAアプリの実演を行い、両機関に対し組織的なアプリの使用を改めて要請した。偽造品取締りに役立つ情報について、WBAが確認をしたところ、ホワイトリスト、ブラックリスト、疑わしい業者リスト等、偽造関連の幅広い情報提供を求められた。いずれの当局でも、意見交換が活発に行われた。概要は次の通り。

○知的財産局（2回目の会合）：ケンマシリ知財執行業務室長、他10名

オンライン対策については、MOU（覚書）をDIPとWBAで締結することを推奨された。WBAとして締結した場合、メンバー会社の登録商標を対象に、DIPの支援のもとでECサイト対策を講じることが可能となる。

○中央税関（4回目の会合）：ヴォラパット法執行局長、他11名

新規に開発・導入した税関登録システムが有効な偽造品対策であるとの説明をうけた。

また、アプリを評価し、税関職員へアプリの使用を推奨する旨発言された。

【取締当局職員向けセミナー】5回目（オンラインセミナー2回を含む）

2月22日午前にTilleke法律事務所のオーデトリアムを使い税関および知的財産局職員32名に対しWBA真贗判定トレーニングセミナーを開催した。プログラムは前回同様、①WBA概要と偽造対策活動、特にWBAアプリの説明、②偽造ベアリングの人命や設備に対

するリスクの説明、③メンバー7社による識別ポイントなどの説明等を行った。セミナー会場では、個別企業ごとにブースを設置し、真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。ブースを訪れた職員に対し実物を用いて、真贋判定の詳細を含めたデモンストレーション等を行った。

知的財産局参加者（総勢12名）

税関参加者内訳（総勢20名）

Enforcement Division（9名）、Bangkok Port Customs Bureau（2名）、

Suvarnabhumi Airport Cargo Clearance Customs Office（3名）、

Ladkrabang Cargo Clearance Customs Office（2名）、

Don Muang Airport Customs Office（2名）、Bangkok Port Customs Office（2名）

d. 広報啓発活動（Awareness Campaign）（ABMA 担当）

広報啓発分科会（MARCOM：MarCom Sub-Committee）は ACC の下に設置され、Schaeffler の委員が議長（ABMA は担当事務局）。2023 年度上半期は、対面会議を 2 回（上海：7月5日、シカゴ9月13日）、Web 会議を 8 回（5月10日、6月20日、8月8日、8月23日、10月5日、12月5日、2024年1月31日、3月5日）開催した。ベアリングユーザーに対し、偽造品の生命や機材・設備への危険性と偽造品の購買・使用的防止等について WBA ウェブサイト (<https://www.stopfakebearings.com/>) 等により、啓発活動を実施している。本ウェブサイトは 13 か国語（英・日・中・西・葡・仏・独・泰・露・アラビア・土・尼・越）で展開され、WBA が公益を目的とした非営利団体であり、信頼できる組織であることを各国税関および取り締まり当局に示すためのリソースにもなっている。また、WBA Check の広報普及については、同じ広報啓発普及活動ということで、オーセン委員会から広報分科会に付託されている。

d-1. 2023 年結果

- 日米欧の業界誌、中国の業界誌、政府機関、顧客グループなどに対し WeChat 版アプリの PR を行った。
- アプリの使い方についての説明動画を YouTube に掲載（11 か国語）。
- VDMA（ドイツ機械工業連盟、FEBMA の本体）がハノーバーメッセで広報を実施。
- 中国上海では、現地スタッフも参加した地域分科会を開催し（一部 Web 参加）、中国におけるアプリの啓発活動について議論。

d-2. 2024 年計画

- 各社から提出される偽造対策活動についての紹介記事の掲載。
- WBA アプリを広報するポスターとチラシを作成し、ウェブサイトに掲載し、会員が顧客や販売店に資料を配布できるようにする。まず英語版と中国語版を作成し、最終的には全 13 か国語版を作成する。
- ユーザーへのサービスを向上させるため、ウェブサイトの技術的な更新を行う。

- メンバー会社のソーシャルメディアで、WBA のアプリや活動を宣伝できるよう、ソーシャルメディアのグラフィックを開発する。
- LinkedIn 等のスポンサー投稿を通じて WBA アプリの広告を検討する。

d - 2024 年進捗

- WBA アプリを広報する英文のチラシを作成。続いてベトナム語とタイ語を作成し、東南アジアロビーの会合等で当局へ配付。要点をまとめた分かりやすい資料のため、当局職員が手軽にアプリのダウンロードすることに成功した。

e . 中国調査

調査会社 **Sinolytics** による中国の偽造ベアリング市場の調査は、2022 年第 4 四半期から始まり、2023 年 8 月に最終報告が提出された。調査会社からの提案されている活動については、今後検討する。2024 年は、新たな調査は行わない。

f . トルコ対策

トルコを偽造品対策の新規対象国として、当局の高官との面談、税関職員向けのトレーニングセミナー開催等、効果的な対応策を検討していたが、政治情勢が不安定なため適切なサービスプロバイダーの選定が困難となり、偽造品対策活動も困難となった。2024 年もサービスプロバイダー探しを継続し、ロビー活動の可能性を探る。

g . インド対策

トルコとは別に、インドをロビーの対象国とした。2020 年に実施された調査結果を基に（最終報告は 2021 年）、当局高官との面談、税関向けのトレーニングセミナー開催、アプリの宣伝等を検討する。2024 年 2 月のバンコク ACC 会議では、具体的な訪印時期として 2024 年 11 月が候補 に挙げられた。

h . テンセント社との協力事業の検討

JBIA 事務局がテンセント社 (**Tencent**) シンガポール法人の広報担当と東京で面談を行い、WBA とテンセントで、「偽物ベアリングの危険性に対する意識を高めるキャンペーン」を共同で実施することをテンセント社に提案。その前段階にあたる協力関係構築の第一弾として、WBA メンバー 7 社の在中国偽造対策担当者を対象に、テンセント社のブランド保護プログラム (**BPP**) について、テンセント公務部門（在シンガポール）と連携して、Web で説明会を開催した（1 月 12 日）。同説明会には、WBA メンバーの中国法人知財担当者など、20 人が参加した。**BPP** については、各社が個別に登録し対応することになった。また、JBIA の不正商品対策専門委員会の枠組みで **BPP** への登録を含めて交流を続けていくことになった。テンセントは中国最大の SNS であるため、今後も協力関係の強化に努める。

i . 予算

2024 年予算として 88,000 ドル（2023 年 130,000 ドル）がシカゴ総会で承認された。内訳は以下の通り。

中国ロビイング ロジスティクス（中青旅）

USD 10,000

中国ロビイング コンサル (CALUE)	USD 36,000
海外差止データ収集 (B&M)	USD 3,000
アジア太平洋 (タイ／ベトナム)	USD 18,000
インド／トルコ対策 (ロビーイング)	USD 10,000
広報啓発活動 (オーセンアプリの広報活動も含む)	USD 11,000
Total	USD 88,000

④WBA オーセン委員会 (FEBMA 担当)

WBA 7 社の真贋判定共通アプリである「WBA Check」の開発・改善・広報普及・運用等を行っている。2023 年度は、対面会議 1 回（シカゴ：9 月 13 日）と Web 会議 4 回（8 月 1 日※5、8 月 22 日、12 月 6 日、2024 年 3 月 4 日）を行った。

※5 8 月 1 日は、ACC 会議後開催。

a. 委員

議長：Bichelmeir-Boehn (Schaeffer)

委員：尺田、内田、山下 (NSK) 、松井、平岡、滝澤 (JTEKT) 、

鳥澤、甲斐、野並、柳田 (NTN) 、長峰 (NACHI) 、

Bravert (SKF) 、Berni 他 (TIMKEN)

事務局：(JBIA) 宮下専務理事、石浦、岡野、(ABMA) Blackford、

(FEBMA) Grohmann - Mundschenk、Inoue

その他：B&M 弁護士 (会議モニタリング) 、通訳

b - 1. 2023 年結果

- WBA アプリ (WeChat 版も含む) のプロモーション活動 (ACC 委員会、MARCOMM 分科会との協力) :

中国、タイ、ベトナムにおけるロビー

ハノーバーメッセ (独ハノーバー) 、ISO/TC 292/WG4 会議 (独フランクフルト)

- アプリのトルコ語への翻訳。

- WeChat 版アプリのデモンストレーション：中国ロビー (北京、上海) 、VDMA 中国 (太倉)

b - 2. 2024 年計画

- ユーザーからのフィードバックに応じ継続してアプリの改善を行う。
- MARCOM 分科会と協力して、アプリについて継続した啓発活動を行う。
- フォトガイドライン (偽造品レポート) の作成：疑義品について、写真での真贋判定が必要になった時に、製品や化粧箱のどこの部分の写真を撮るべきか等を分かりやすく図解し指示するもの。ガイドラインを読み進めながら写真を撮っていくと手続きが完了している形式のもの。

b - 3. 2024 年進捗

- フォトガイドラインのモックアップ（模型）は 3 月 4 日のオーセン会議で IT ベンダーであるオサピエンス OneID 社によってテストバージョンが示され、検討を進めている。

c. 2024 年予算

アプリ機能の改善	USD 6,400
WBA Check の年間維持費（WeChat 含む） (WBA 分のみ。参加企業は各々の個別メンテナンス負担がある。)	USD 12,200
フォトガイドライン	USD 9,500
Total	USD 28,100

(3) 不正商品対策

①不正商品対策専門委員会

本委員会は、B&M 弁護士によるリーガル・チェックとモニターの上、年間を通して隔月で開催している。2023 年度は 5 回（2023 年 6 月 14 日、8 月 24 日、10 月 25 日、12 月 14 日、2024 年 1 月 17 日：対面会議 3 回、Web 会議 2 回）開催した。

a. 各社の不正商品対策

委員会では、競争法に抵触しない範囲で、各社の不正商品対策について報告している。

b. 取締り当局の対応について

海外税関の偽造品差止や警察等による市場摘発において直面した現地の規則・規制の問題や効果的な対応策あるいは成果について、競争法に抵触しない範囲で情報共有している。

c. E コマース

新型コロナ禍の流行下において E コマースの利用がますます増加したことを背景に、偽造品業者の活動も E コマース上で活発化してきている。偽造品を扱っているサイトの閉鎖の難しさや摘発等の各社の対策について、競争法に抵触しない範囲で情報共有をしている。WBA 事業で交流をしているテンセントのブランド保護プログラム（BPP）については、JBIA メンバーからも関心が示されたことから、12 月 14 日にテンセント・シンガポールと共に BPP のオンラインセミナーを開催した（弁護士、通訳含め 18 名参加）。

d. 日本の税関対策

7 月 27 日に、内田委員長、事務局石浦部長、岡野主任の 3 名で財務省関税局を訪問。WBA の識別アプリの機能と効果について説明を行い、併せて同月に訪問した中国海關総署との会合について報告をした。日本税関でも使用が可能かを尋ねたところ、税関の Web サイトに掲載するのは困難だが、手続きを踏めば現場職員向けにセミナーが可能とわかった。手続きに必要な材料がそろったら、東京税関向けにセミナーを計画する。

②国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

政府・関連団体・企業が一体となって模倣品など知的財産権侵害対策を実施するため、「国際知的財産権保護フォーラム」が 2002 年 4 月に発足した。当工業会は、次の 5 つに参

加し、そこで得られた知識・情報等を WBA 事業や不正商品対策専門委員会の活動に反映させている。なお、中国に対する提言のあり方が、2002 年のフォーラム創立時における官民訪中ミッションから、現在は現地日系商工会による提言へ移行しているため、中国プロジェクトは、情報収集を中心としたものに運営を変更している。

中国プロジェクト

アジア大洋州プロジェクト

中東アフリカプロジェクト

インターネットプロジェクト

啓発ワーキンググループ

JBIA は、機会を得ては WBA アプリの紹介を含め JBIA の偽造品対策を紹介し、企業、特許庁、JETRO などに周知するなど、貢献している。

*IIPPF の事務局はジェトロ、参加は 90 団体・203 企業（2022 年 12 月現在）。現在の座長は田川・日産自動車株式会社 専務執行役員。

(4) 通商対策

①通商対策専門委員会

本委員会は、B&M 弁護士によるリーガル・チェックとモニターの上、定期的に開催する。2023 年度上半期は、6 月 23 日に 2016 年以来の対面会議を行った。それ以降は、11 月 13 日（Web 会議）、2024 年 3 月 27 日（対面会議）に委員会を開催した。委員会では、競争法に抵触しない範囲で各社の通商対策について報告。特に、FTA/EPA 活用の取り組み、手続きや規則等の共通の問題等について情報共有を行うと共に、改善のための方策があるか等を探っている。

- ・ 2011 年に発効された日印協定の原産地規則は「and 条件」や付加価値基準が高いため、ほぼ全ての構成部品が素材以降日本で加工された旨の証明が必要となり、日本製であることの証明が煩雑で負担の大きいものになっている。今後、規則見直しの交渉を政府に打診できるかどうか、委員会で検討をしていく。事務局から産業機械課へ情報を共有した。
- ・ 2023 年 2 月には「EPA を使ってみよう！～軸受業界からみた EPA（経済連携協定）～EPA のいろは」を作成し、会員に配付した。なお、本資料は、新しい情報を加え、隨時改定を行っている。

②日本輸出組合 原産地規則懇話会

ジェイテクトがベアリング業界を代表して当懇話会に出席している。委員会で挙がっている FTA/EPA にかかるベアリング業界等の困りごとについて、懇話会に情報共有している。直近では 9 月 28 日に開催された会合において、ベアリング産業が直面する課題について説明し経済産業省経済連携課ほか出席者に問題点が共有された。

3 月 22 日に行われた懇話会では、今後交渉される EPA（バングラデシュ、GCC：湾岸協

力理事会) に関し、第三国経由輸出への適用を期待する旨述べた。特に GCC について、域内転送(例:日本→ドバイ→サウジアラビア等)において自己証明・第三者証明を問わず、使いやすいルールの設定を要望した。また軸受の原産地規則については CTSH (Change of Tariff SubHeading、関税番号の 6 衔変更基準) を希望する旨述べた。

③政府との協力

当工業会では政府に対し、通商に関わる問題について通商対策専門委員会を通じて、隨時、情報提供や要望申し入れを行っている。

その事例として、1970 年代から継続された、米国による日本製ベアリングのアンチ・ダンピング(AD)措置に係る経緯がある。第 3 回サンセット見直し調査の結果、2014 年 3 月に米国が AD 措置を撤回したが、その後においても、米国政府が再び AD 措置をとる動きがないか当工業会としては注視を続け、経済産業省においても、WTO の精神に則り、政府間交渉の場を通じて、AD 措置の不適切な運用としてバード修正条項に基づく分配やゼロイング(AD 税の不適切な計算方式)への問題提起を続けるなど、政府としての対応を継続している。

バード修正条項に基づく、日本製品に対する 2022 年の分配は 825,171.13 ドル(米国時間 2022 年 12 月 7 日公表)。そのうち、日本製ベアリングにかかる分配は 127,073.27 ドルであった。これに対し日本政府は、「対抗措置の権利を留保」の旨の通報を WTO に行った(2023 年 9 月 25 日付)。2023 年の分配は 2,890.68 ドル(米国時間 2023 年 12 月 6 日公表)。すべて日本製ベアリングにかかる分配であった。政府は対応方針を検討中であり、WTO への通報が必要な場合には通報する(通報期限は、実態的には次回の分配である 2024 年 12 月より前)。

(5) 情報の収集と提供

当工業会のホームページには、ベアリングの財務省通関統計、米国と欧州主要各国の輸入統計を掲示している。

(6) 会議の開催

B&M 弁護士による資料の事前チェックと会議モニターのもと、必要な会議を適宜開催した。

- ・国際部会会議 : 2 回(対面会議)
- ・WBA 専門委員会 : 3 回(Web 会議 2 回、対面会議 1 回)
(WBA 偽造品対策委員・環境の専門家参加)
- ・不正商品対策専門委員会 : 5 回(対面会議 3 回、 Web 会議 2 回)
- ・通商対策専門委員会 : 3 回(対面会議 2 回、 Web 会議 1 回)

4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業

(1) 地球環境対策

地球温暖化対策については、経団連が政府との密接な連携のもと産業全体を総括した自主的な環境政策を進めてきている。経団連は、2013年度より「環境自主行動計画」から「低炭素社会実行計画」に、2021年度からは更に「カーボンニュートラル行動計画」にステップ・アップして対策を推進してきた。当工業会は当初からこれに積極的に参加し、現在は、2030年度目標に向け取組みを進めている。

また、循環型社会に向けた対策についても、同様に経団連の総括的・自主的な政策のもと、当工業会は「循環型社会形成自主行動計画」での廃棄物の再資源化率及び最終処分量削減率の取組みを行っている。

これらの取組みにおいては、環境対策専門委員会を中心として、会員各社が円滑な対応が図れるよう情報収集、方針検討等を行うとともに、経済産業省及び関係機関への調査協力・説明並びに会員への情報提供等の活動を行っている。

① 「カーボンニュートラル行動計画」フォローアップ等

当工業会においては、環境自主行動計画へ参加すべく1998年11月に「ベアリング工業における環境自主行動計画（温暖化対策編）」を策定し、1999年より、毎年、フォローアップを実施してきた。標記計画については、2012年度に目標を達成し計画が終了したことから、2014年3月に新たな計画として、「ベアリング業界の低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）」を策定した。2020年度に目標を達成し計画が終了したことから、2021年度からは、2015年5月に策定した以下の2030年度に向けた目標に向け活動を行った。

【ベアリング業界の低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）】

〈数値目標〉

目標：2030年度のCO₂排出原単位を1997年度比28%削減に努める。

前提条件：電力の排出係数は3.05t-CO₂/万kWhに固定する。2020年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

この数値目標と合わせて「低炭素社会実行計画」の4本柱として位置付けられている「低炭素製品、サービス等による他部門での削減」、「国際貢献の推進」、「革新的技術の開発・導入」についても、可能な範囲で貢献していく。

また、2020年10月、菅前首相による「2050年カーボンニュートラル宣言」発表以降の我が国における動向や、2021年のCOP26開催などを背景に、経済産業省及び経団連から「カーボンニュートラル行動計画」参加団体に対して、「2050年度のカーボンニュート

ラルに向けた基本方針の作成と 2030 年度目標の見直し」について検討を行うよう要請もあり、これを受け、当工業会は上記の検討を環境対策専門委員会において実施した。同委員会は、工業会のリーガルカウンセルによるモニタリング等^{*}を実施しつつ、2022 年 2 月から 10 月まで 6 回会合を重ね、成案を得た。これを受け、11 月理事会で、①見直された結果としての「2030 年度新目標」と②「2050 年度のカーボンニュートラルに向けた基本方針」が承認され、工業会として経済産業省及び経団連に報告した。

*会合における立会い・資料や議事録のチェック

①【2030 年度新目標】（2022 年度実績から）

2030 年度におけるベアリング製造（Scope1、2（注1））の CO2 排出量を 2013 年度比 38% 削減に努める。

（注1）Scope1 とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（例：燃料の燃焼）。Scope2 とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

② 2050 年カーボンニュートラルに向けた基本方針

2022 年 11 月策定

（将来像・目指す姿）

ベアリング業界は、これまでも自主的に「ベアリング業界の低炭素社会実行計画」を作成し、ベアリングの製造において CO2 排出削減を実行してきました。また、ベアリング製品は、自動車、産業機械、電気機械を始めとするあらゆる機械の回転部分に使用され、機械の性能、品質を左右する機械要素部品で、省エネルギーそのものを機能としています。回転軸を正確かつ滑らかに回転させ、摩擦によるエネルギー損失や発熱を低減させるなど、ベアリング製造各社はその性能を高めてきました。

これからも、当業界は国およびユーザー業界との協調を図りつつ、ベアリングの製造段階での省エネルギー・CO2 排出削減の取組み、ベアリングが組込まれた様々な機械が使用される段階での省エネルギー・CO2 排出削減の取組み、工場から発生する廃棄物のリサイクルなど循環型社会形成に向けた取組みを通じて、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて貢献していきます。

（将来像・目指す姿を実現するための道筋やマイルストーン）

当工業会は上記の方針に基づき、以下の取組みを行うことにより、2030 年度にベアリング製造（Scope1、2（注1））における CO2 排出量を 2013 年度比 38% 削減に努めます。また、ベアリングの使用段階において、ベアリングの小型・軽量化、長寿命化、低トルク化による性能向上によりユーザー製品の CO2 排出削減に貢献します。

【生産活動における省エネルギー・CO2 排出削減の取組み】

- ・工場における改善活動による省エネルギー・CO₂排出削減の推進
- ・生産技術の革新的な開発・導入、高効率設備の導入
- ・工場から発生する排熱などのエネルギー回収・利用の推進、燃料転換の推進
- ・再生可能エネルギーの導入・推進

【ベアリングの技術開発・製品設計の取組み】

- ・小型・軽量化、長寿命化、低トルク化によるエネルギー使用量削減
- ・リサイクルしやすい製品設計の推進
- ・革新的な技術開発の推進

【循環型社会形成に向けた取組み】

- ・工場から発生する廃棄物の再資源化による最終処分量の削減
- ・包装材の簡素化、リターナブル容器の拡大などによる梱包資材使用量の削減

(注1) Scope1とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(例：燃料の燃焼)。Scope2とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

2023年度は、2022年度実績についてフォローアップを行うべく、2023年6月に上記行動計画参加企業12社に地球温暖化対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、2022年度のフォローアップ結果を取りまとめ、9月に理事全員の承認を得たうえで、経済産業省及び経団連へ結果報告した（本件については11月理事会で事後報告した）。

a. 2022年度のフォローアップ結果

(i) CO₂排出量の実績及び見通し

図1のグラフは、電気事業低炭素社会協議会発表の調整後排出係数を使用して算出したもので、この係数は、その年の電気事業者による全国平均の値であり、経団連が指定しているものである。

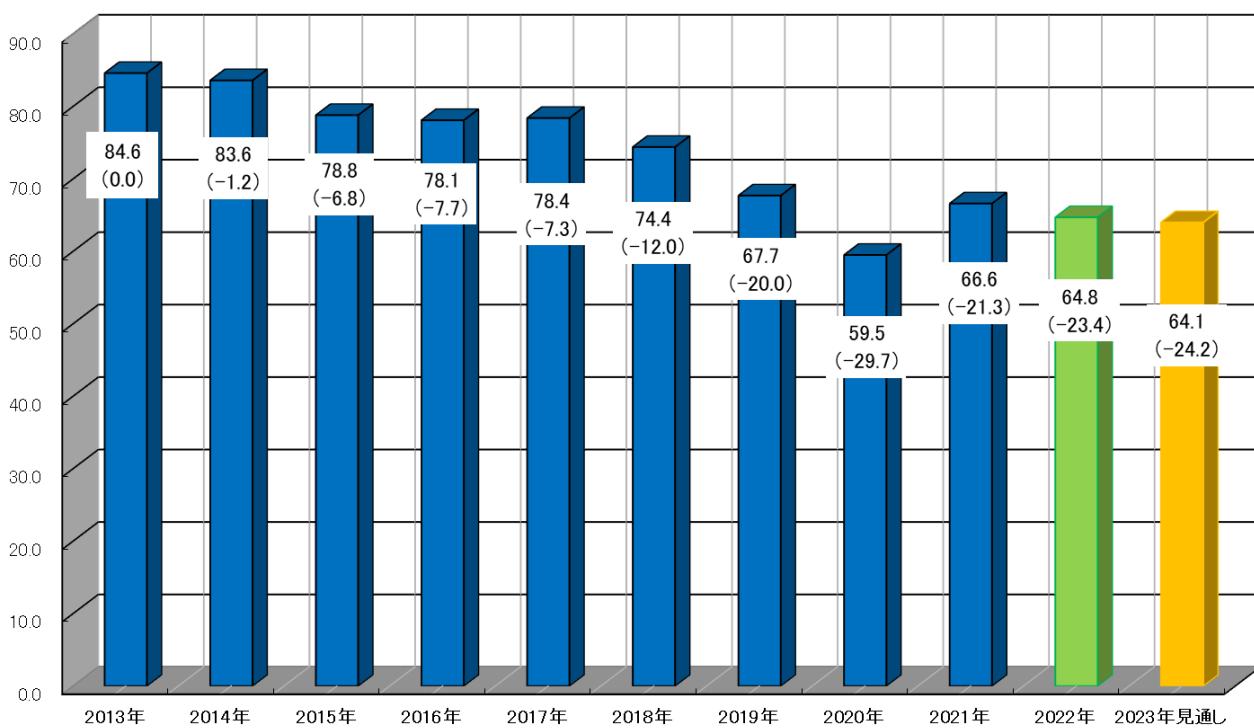
2022年度のCO₂排出量実績では、64.8万t-CO₂の排出となり、2013年度比23.4%削減となった。CO₂排出量が削減した要因としては、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上などを行ったことがあげられる。

また、2023年度は、省エネ対策を着実に積み重ね、64.1万t-CO₂の排出となり、2013年度比24.2%削減になる見通しである。

基準年度の2013年度からCO₂排出量は着実に減少傾向となっており、今後も減少傾向を維持し、2030年度目標達成に向け、取組みをさらに強化していく必要がある。

図1. CO₂排出量の推移上段：万t-CO₂

下段：（基準年比%）



注2：電力の排出係数は、電気事業低炭素社会協議会発表の調整後排出係数を使用した。

調整後排出係数は、2013年度5.67、2014年度5.52、2015年度5.31、2016年度5.16、2017年度4.96、

2018年度4.63、2019年度4.44、2020年度4.41、2021年度4.35、2022年度4.36t-CO₂/万kWh。

注3：2023年度の電力の排出係数は、2022年度と同様の数値4.36t-CO₂/万kWhに仮定した。

(ii)会員各社のCO₂削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ①空調関係（ヒートポンプ式、氷蓄熱式等省エネタイプへ更新、温度管理徹底、など）
- ②コンプレッサ関係（台数制御、吐出圧の見直し、など）
- ③照明関係（省エネ型器具へ取り替え、不要照明の消灯励行、など）
- ④モーター等、動力源関係（インバーター制御、など）
- ⑤熱処理関係（熱処理設備の燃料転換、稼動条件変更、など）
- ⑥発電設備関係（太陽光発電機の導入、自家発電設備の排熱利用、など）
- ⑦その他（製造機械のサイクルタイム短縮、など）

(iii)本社等オフィスからのCO₂排出量の推移

当工業会では、2010年度実績から、本社等オフィスからのCO₂排出量実績の集計を行うこととした。以下のとおり、アンケート結果報告をいただいた7社の合計値を報告した。

【本社等オフィスからのCO₂排出量（7社合計値）】

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
延べ床面積 (千m ²)	38.7	45.9	46.8	44.3	44.2	46.8	45.4	46.3
CO ₂ 排出量 (千t-CO ₂)	2.221	2.247	2.281	2.020	2.027	1.803	1.721	1.707
床面積あたりのCO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /m ²)	48.4	48.1	51.5	45.7	43.3	39.7	40.0	40.2
エネルギー消費量 (原油換算) (千kWh)	1.021	1.058	1.111	1.030	1.067	0.957	0.925	0.912
床面積あたりエネルギー消費量 (1/m ²)	22.3	22.6	25.0	23.3	22.8	21.1	21.5	21.4

なお、具体的な取組みについては、以下のとおり。

- ・ クールビズ・ウォームビズの実施（空調温度設定の徹底など）
- ・ 本社、支店の休憩時間の消灯等による節電活動。
- ・ 階段・トイレの自動消灯、蛍光灯の使用削減。
- ・ 水栓の自動化による節水（工場・事務所取り付け）
- ・ コピー用紙の使用量削減（裏紙の使用、両面コピーの推進）
- ・ 遮熱フィルムによる省エネ実施、など

(iv) 参加企業が発電している太陽光発電・風力発電及び再エネ由来の電力（グリーン電力）の購入、非化石証書の購入について

2021年度から、参加企業が発電している再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電）の発電量及び再エネ由来の電力（グリーン電力）の購入について、報告している。

2022年度に参加企業が発電した太陽光発電は、10社で合計約527万kWhの発電を行っており、風力発電は、1社で約2万kWhの発電を行った。

また、参加企業4社が、再エネ由来の電力（グリーン電力）を19,900万kWh購入し、参加企業1社が、約6280MWh分の非化石証書を購入している。

(v) 低炭素製品・サービス等による他部門での削減

ベアリングの製品自体が省エネルギーの製品であり、小型・軽量化、低トルク化など技術進歩に伴う性能向上により、需要先である自動車や家電製品、工場設備等の省エネルギーにも大きく貢献している。

2022年度の取組み事例としては、以下の製品などがあげられる。

低炭素、脱炭素の製品・サービス等		削減実績（2022年度）
1	大径・肉厚4点接触玉軸受 (株)不二越)	農機機械分野用で円筒ころ軸受を、「4点接触玉軸受」に置き換えることで軽量化、長寿命化を実現。従来の円筒ころ軸受に比べ、寿命1.71倍、重量20%低減。
2	「JTEKT Ultra Compact Bearing®(JUCB®)」 eAxe用超幅狭軸受 (株)ジェイテクト)	保持器の設計从根本から見直し、軸受幅寸法が玉の直径とほぼ同じ超幅狭軸受を開発。その結果、軸受幅を30%、軸受質量を26%低減。軸受の内輪と外輪の軽量化により、軸受の材料と軸受製造時のCO2排出量を17%削減。
3	eAxe向け耐電食軸受ラインアップを拡充 (日本精工株)	軸受の軌道輪の外周面および端面に樹脂をスプレー、焼結することで数10μmの薄い絶縁皮膜層を形成。絶縁性をセラミック玉軸受より低コストで性能確保可能。eAxeに必要な耐電食性能を低コストで実現。信頼性向上や小型化を可能にし、電費向上や航続距離延長に貢献する。
4	高効率固定式等速ジョイント「CFJ」 (NTN株)	CFJは独自の「スフェリカル・クロスグループ構造」を採用したこと、内部の摩擦力を大幅に削減し、広範囲の作動角度においてもトルク損失率を低減する。作動角度の大きいSUVなどの車両に適用することで燃費改善に貢献する。燃費は0.62%の改善、CO2排出量は0.96g/kmの削減が見込まれる。

*順不同

(vi) 海外での削減貢献

これまでに進出先国・地域の環境保全に関しては、現地の現状を十分に配慮しつつ、事業展開を図ってきている。海外の現地法人においても、国内と同様に省エネ活動などを推進している。

取組み事例としては、中国、タイ、マレーシア、インドの工場に太陽光発電を導入したり、ドイツ、ポーランド、イギリス、オランダの主要工場などにおいて、グリーン電力を活用した体制を整備することなどにより、CO2排出量を削減した。

(vii) 革新的技術の開発・導入

燃料電池車（F C V）や電気自動車（E V）等の先端技術に必要なベアリングの開発や、再生可能エネルギーを利用した風力発電用ベアリングや、クリーン輸送機関としての高速鉄道（新幹線など）用ベアリングの技術開発などを行っている。

b. 「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」等での評価・検証

例年のとおり、2023年12月に経済産業省の「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」がオンラインで開催された。このワーキンググループは、経済産業省と環境省の共管で、国として多角的観点から経団連の自主的な環境政策を評価・検証する場である。この中で当工業会はその進捗・対応など全般について適正な評価を受けた。

他方、経団連においても、その内部機関としての第三者評価委員会において当工業会を含む産業全体のフォローアップ結果が評価され、適正な成果とされた。

c. 会員企業への温暖化対策の協力要請文の発出

例年のとおり、上記フォローアップ結果を11月理事会で報告するとともに、この機会をとらえ「カーボンニュートラル行動計画」の参加の如何にかかわらず、すべての会員企業代表者宛てに会長名でCO₂排出削減の協力要請文を郵送し、引き続きの努力を要請した。

d. 「ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン」の検討・策定

経済産業省では、製品の使用段階も含めた「温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン」を公開し、産業界に対してこうした定量的評価を自主的に実施し、貢献の見える化を促しており、経団連も軌を一にして各業界団体に同様の要請をしてきていた。この要請も踏まえ、当工業会は「ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の策定を行うため、環境対策専門委員会の下部組織として「CO₂排出削減貢献定量化ガイドライン作成ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を新設することとし、2018年11月理事会でこれが承認された。

WGは、開発・設計など適切な能力をもった専門家から構成され、適宜、環境対策専門委員会とWGとの合同会合を開催し、方向性の確認、連絡・調整等を行った。また、WGにおいては、工業会のリーガルカウンセルによる所要のモニタリング等を実施した。

2019年1月から2021年10月まで12回のWG会合を開催・検討した結果、「ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン（案）」がとりまとめられた。

同ガイドライン（案）は2021年10月に開催された環境対策専門委員会で承認された。次に、会員に向けて説明会の実施を予定していたが、これは全会員を対象とすることが肝要であるため、実施時期を探り2022年5月に実施した。これを踏まえ、同委員会に参加されていない会員企業に対しても、同ガイドライン（案）の内容確認及び当工業会理事会に付議することの同意を書面にていただいた。以上をもって、6月理事会での承認を経て、工業会ホームページで公表し、経済産業省に通報した。

②「循環型社会形成自主行動計画」フォローアップ

2023年度は、2022年度の実績についてフォローアップを行うべく、2023年6月に「循環型社会形成自主行動計画」の産業廃棄物対策の進捗状況及び見通しについてアンケート

調査を実施し、その調査結果に基づき 11 月の理事会で承認を得て、経団連へ結果報告した。

標記計画の再資源化率目標は 2019 年 11 月、最終処分量目標は 2020 年 11 月に設定され、以下のとおり。

【循環型社会形成に向けた目標】

- ・2025 年度の廃棄物の最終処分量を 2000 年度比 92% 減にするよう努める。
- ・2030 年度の廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率を 96% 以上とするよう努める。

a. 最終処分量削減率・再資源化率の実績及び見通し

図 2 のグラフは、最終処分量削減率の推移を表しており、2022 年度の最終処分量は 2000 年度比 94% 減となり、2025 年度目標の 92% 減を達成した。今後も 2025 年度目標を達成できるように、現状水準を維持・向上していく。

また、図 3 のグラフは、再資源化率の推移を表しており、2022 年度における再資源化率は 98% となり、2030 年度目標の 96% 以上を達成した。今後も、2030 年度目標を達成できるように、現状水準を維持・向上していく。

図 2. 最終処分量削減率の推移

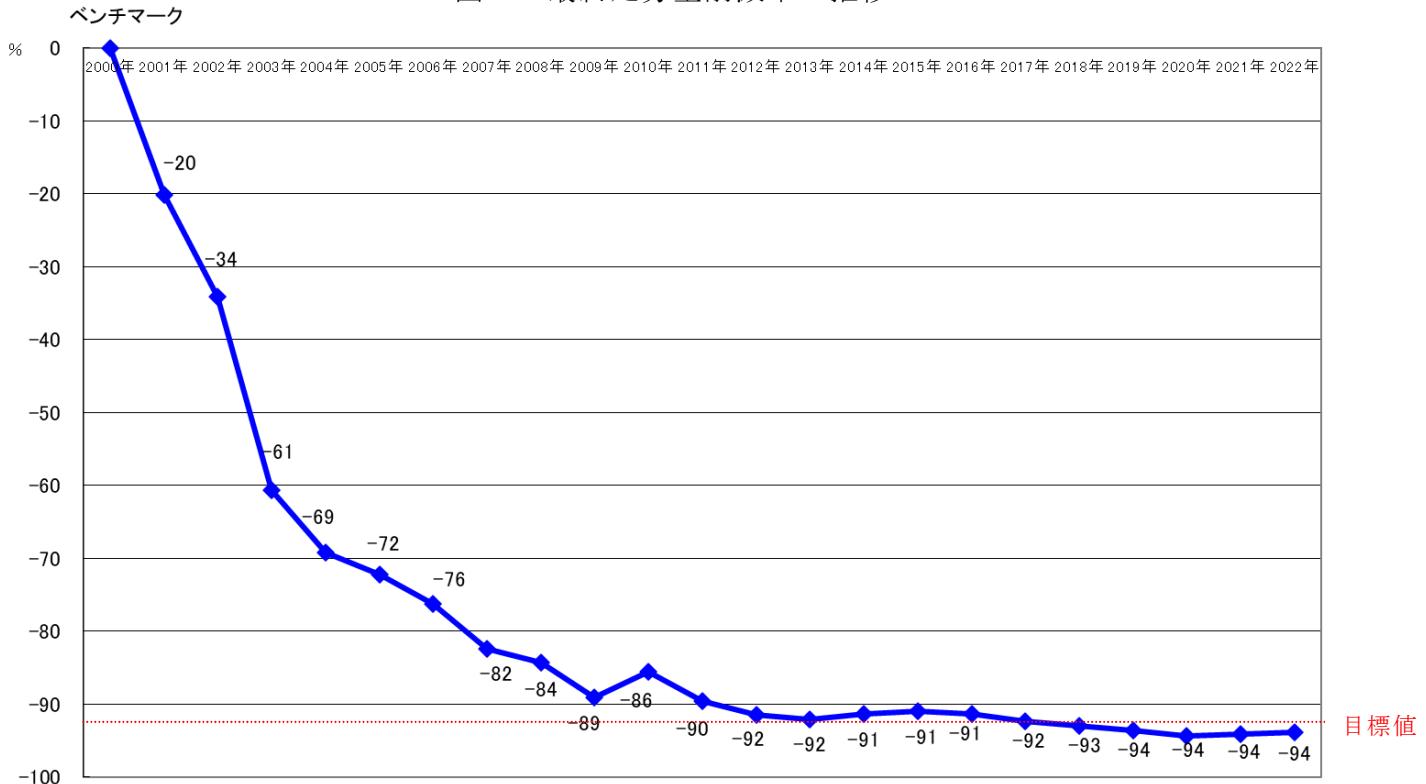
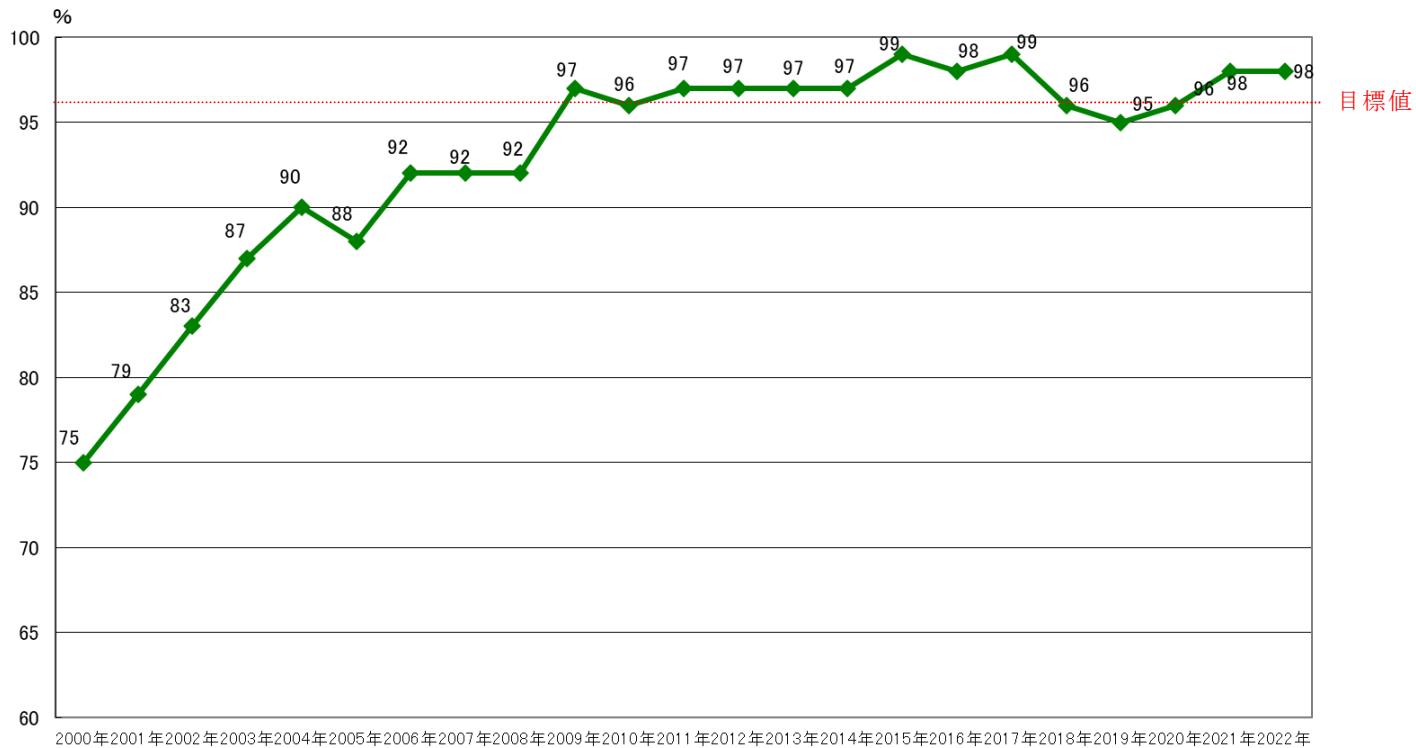


図3. 再資源化率の推移



b. 会員各社の廃棄物削減における取組み

上記の目標に向けて、会員において以下の取組みなどが実施された。

- (i) 金属くず関係（研削スラッジ固化化装置の導入により製鋼原料化など）
- (ii) 廃油、廃液関係（分別によるリサイクル化、廃油サーマル利用など）
- (iii) 包装・梱包関係（包装形態の改善、鋼球箱の製紙原料へのリサイクルなど）
- (iv) プラスチック関係（ポリケースのマテリアルリサイクルなど）
- (v) 汚泥関係（排水汚泥を社外中間処理により再生土にリサイクルなど）
- (vi) 廃酸、廃アルカリ（廃アルカリを再精製して使用など）
- (vii) その他（油性クーラントの回収、ウエスのリサイクルなど）

③ その他の環境関連活動

a. 欧州 PFAS 規制案に対するパブリックコメントを提出

2023年6月開催の当工業会定時総会において、「EUにおけるPFAS規制の動向」について経済産業省より説明が行われ、EU規制案について何らかの支障がある場合は、各企業・各工業会からもパブリックコメント（以下、パブコメと記載）の提出の検討をお願いしたい旨の話があった。

これを受け、環境対策専門委員会で検討した結果、一部会員が既に個別にパブコメ提出ないしその検討をしている状況のもと、委員からの要請もあり、工業会としてパブコメを提出することとなった。

環境対策専門委員会における検討会で審議した結果、パブコメ案が取り纏まり、その内容について、理事・監事・参与の皆様に了解をいただいた。これを踏まえ、9月に欧州化学品庁（ECHA）に提出した。

b. MCCP 及び PFCA の使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査への協力

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される「残留性有機汚染物質（POPs : Persistent Organic Pollutants）」の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制については、国際的に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」に基づく枠組みにおいて規制され、更に継続的にその変更・強化について議論が進められている。

特に、「中鎖塩素化パラフィン(MCCP)（難燃性樹脂原料等）」及び「長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び関連物質(長鎖 PFCA)（フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等）」については、同条約に基づく国際会合である第 17 回 POPs 検討委員会（POPRC17）会合において、残留性・生物蓄積性・長距離移動性及び毒性等を審議した結果、規制対象に追加する方向で検討を進めるとの結論に達した。その検討においては、MCCP 及び PFCA の使用用途ごとに規制の適用除外を認めるか否かについて検討が行われることとなっていた。経済産業省は、日本国内においてその実態を調査^{*}し、その調査結果をもとに日本として対応していく必要があり、各種団体に協力要請をしてきた。

*これらの物質がどの分野・用途で部品や製品に含有されているか、代替技術はあるのか、代替にかかるコストはどのくらいかなど。

当工業会では、この協力要請を受けて、環境対策専門委員会加盟会社を中心に対応を検討し、全会員に調査を行い、その調査結果を経済産業省に報告した。

その後、2023 年 10 月に開催された第 19 回 POPs 検討委員会（POPRC19）で審議が行われ、適用除外付きで廃絶対象物質（附属書 A）に追加することを次回の締約国会議（COP12、2025 年 4-5 月予定）に勧告することが決定された。当工業会は、その後の動向について経済産業省と連絡をとりつつ注視している。

c. 「カーボンニュートラル行動計画」及び「循環型社会形成自主行動計画」を着実に推進するため、会員各社が実際に取り組んでいる環境関連改善事例を集めて「2023 年度省エネルギー・廃棄物削減・包装材の改善事例集」を作成し、会員企業に参考資料として配布した。

(2) 中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として、中小企業対策企画委員会が設置され、同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営している。また、広く中小企業の課題を研究する場として、中小企業対策企画委員会のもとに中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガル・チェックを行う

こともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。2023年度においても、こうした組織基盤のもとで中小企業対策事業が推進された。

①中小企業対策企画委員会主催による講演会、懇談会及び工場見学会等の実施

(第1~4回は2012年度、第5~9回は2013年度、第10~13回は2014年度、第14~17回は2015年度、第18~21回は2016年度、第22~25回は2017年度、第26~29回は2018年度、第30~34回は2019年度、第35~39回は2022年度に開催された。)

a. 第40回 (2023年5月24日開催)

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）に関する講習会」（総務連絡会と共に）

講師：近畿経済産業局産業部中小企業課取引適正化推進室 室長補佐 本村貞子 殿
於：大阪科学技術センター

b. 第41回 (5月24日開催)

「中小企業講演会・意見交換会」

テーマ：「中小企業を巡る最近の動向について」

講演者：経済産業省産業機械課係長 宮下晃一 殿

於：大阪科学技術センター

c. 第42回 (7月21日開催)

「関西電力美浜発電所及び美浜原子力PRセンター見学会」

於：福井県美浜町

d. 第43回 (11月15日開催)

「からくり改善くふう展見学会」（総務連絡会と共に）及び「からくり導入検討会」

於：ポートメッセなごや及び名古屋市

e. 第44回 (2024年4月11日開催)

「㈱明電舎沼津事業所見学会」及び「市井工業会会长との懇談会」

於：静岡県沼津市

②政府への協力、施策の活用、政府の情報の提供

中小企業の経営の安定及び高度化を図るために、政府及び政府関係機関の施策についての情報提供、当該施策の活用などを進めるとともに、政府に対して、政策などに関して、提言や要望、協力等を行った。

特に、政府等の施策への協力事業として次のものを実施した。

a. セーフティネット施策のベアリング産業指定のため、政府に対し統計データ提供と要請を行い、指定を受けた。

(i) 2023年10月からの施策（業種指定）

セーフティネット施策のベアリング産業指定のため、政府に対し統計データ提供協力と要請を行い、その結果、以下の期間の指定を受けた。

2023年10月1日から2024年6月30日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」※が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号：業況が悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置）の規定に基づく指定業種となった。これにより、中小企業会員は、取引の数量の減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることにより（注1）、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証）の利用が可能となった。

※日本標準産業分類細分類番号 2594

<特例保証の内容>

① 保証限度額の別枠の追加

（一般保証限度額）

- ・ 普通保証 2億円以内 +
- ・ 無担保保証 8,000万円以内

（別枠保証限度額）

- ・ 普通保証 2億円以内
- ・ 無担保保証 8,000万円以内

② 保証料率

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごとに定められている。

（注1）個々の中小企業会員の認定手続き

中小企業会員がセーフティネット保証5号を利用するには、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているためその経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けることが必要。

※企業認定基準

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象。

- イ. 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。
- ロ. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

（ii）2020年2月からの施策（地域指定）

新型コロナウィルス感染症対策として、2020年2月28日から、日本の全地域がセーフティネット保証4号の規定に基づき指定となり、2023年9月30日まで継続した。市区町村長の認定を受けることにより（注2）、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証）の利用が可能となった。

また、2023年10月1日以降、2024年6月30日までは、その資金使途が借換の場合に限り適用される（新規融資資金のみでは2023年9月30日で終了）。また、借換資金に追加融資資金を加える場合についても、適用される。

<特例保証の内容>

保証限度額：一般保証とは別枠で 2 億 8,000 万円

【一般保証限度額】2 億 8,000 万円以内 + 【別枠保証限度額】2 億 8,000 万円以内

(注 2) セーフティネット保証 4 号の対象中小企業者は次のとおり。

<対象中小企業者>

次のいずれにも該当する中小企業者

- イ. 指定地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること。
- ロ. 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。
- b. 経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策等として、新分野展開、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するため、2021 年 3 月から「事業再構築補助金」の公募を行った。一部の中小企業会員も申請手続きを行い、申請にあたり経済産業省産業機械課から適切なご指導をいただいた。その結果として、これまでに会員企業 3 社が採択された。
- c. 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」については、新型コロナウイルス感染症の支援策も含めた見直しが行われ、年間を通じて申請できる制度となり、会員への情報提供などにより活用を促した。2023 年度では会員企業 1 社が採択された。（注 2）

(注 2) 平成 24 年度補正予算以来、同様の補助金施策により継続的に会員企業の採択がみられる。

d. 中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等について

中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等を工業会ホームページに記載し周知を図っている。2023 年度における、その主な内容は次のとおりである。

- i .2023 年版中小企業白書・小規模企業白書が発表されました。（中小企業庁）2023.4.28
- ii .第 172 回中小企業景況調査（2023 年 4-6 月期）が発表されました。（中小企業庁）

2023.6.30

- iii .中小企業信用保険法（セーフティネット保証 5 号）の規定に基づく指定業種について（中小企業庁）2023.9.22

- iv .第 173 回中小企業景況調査（2023 年 7-9 月期）が発表されました。（中小企業庁）

2023.9.29

- v .下請取引適正化推進月間の実施について（公正取引委員会・中小企業庁）2023.10.10

- vi .第 174 回中小企業景況調査（2023 年 10-12 月期）が発表されました。（中小企業庁）

2023.12.20

vii.中小企業信用保険法（セーフティネット保証5号）の規定に基づく指定業種の延長について（中小企業庁）2024.3.21

viii.第175回中小企業景況調査（2024年1-3月期）が発表されました。（中小企業庁）
2024.3.29

(3) 外国人材受入制度への対応

①経緯と当工業会の対応

2018年2月、「経済財政諮問会議」で総理大臣より新たな外国人材受入制度の検討が指示され、同年6月に「骨太の方針」にて、新制度の大枠が決定した。

同年8月1日、経済産業省にて、業界に対する説明会が開催され、その場ではじめて、個別の業界ごとに業種指定に手を擧げるかどうかの回答及び会員企業アンケートの実施（同年8月8日回答期限）、並びに手を擧げる場合は有識者（委員会の委員長でも可）の登録も併せて要請された。これら要請に対し、極めて短時間に意思決定をすることが必要となった。

こうした状況に対し、当工業会は、総務連絡会での検討、理事会承認などのdue processを迅速に進め、「即応の対応」をとった。即ち、上記アンケートの結果、すでに「技能実習制度」を活用している企業があること、新制度の活用を希望している会員が少なくないことを総合的に判断し、業種指定に手を擧げるとともに、当工業会に「外国人材受入対策専門委員会」を急遽創設し、委員長は互選により決定した（2018年10月に第1回会議を開催。現委員長：日本精工（株）人事総務本部 人事部長 島田正人氏（2021年11月～））。

こうした一連の足早の動きの中、経済産業省の要請を受け、製造業の数少ない代表として当工業会に対し法務省ヒアリングが実施され、当業界のみならず機械加工産業の実態を説明した。

②上記以降の政府の動きは次の通り。

2018年12月8日：「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」※が成立（2019年4月1日施行）。

※「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国管理庁は、特定技能雇用契約の適正な履行、労働法令の適合などを担保するため、受け入れ企業等に対し報告徴収、立入検査、改善命令等を行うことができる。

2018年12月25日：基本方針※¹及び「分野別運用方針」※²・「分野別運用要領」※³が閣議決定。経済産業省の所管は、「産業機械製造業分野」、「素形材産業分野」、「電気・電子情報関連産業分野」の3分野。ベアリング業界は「産業機械製造業分野」に含まれる。

※1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

※2 産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

※3 「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

2022年4月26日：「産業機械製造業分野」、「素形材産業分野」、「電気・電子情報関連産業分野」の3つの分野が、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」という1つの分野に統合された。

2022年8月30日：「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」の中の業務区分が当初は19に細分化されていたが、多能工として従事させたいとの要望を受け3つに統合された（機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理）。

2023年6月9日：特定技能1号での経験を経て熟練した技能を身につけた外国人材が、引き続き熟練工やマネジメント層として 製造業の現場で活躍できるよう、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」を含む全11分野*が特定技能2号の対象となった。

*ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（全11分野）

2024年3月29日：「基本方針」」*¹、「分野別運用方針」*²を改定し、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業分野」と名称変更したうえで、新たに業種・業務区分を追加し15業種*³・10業務区分*⁴にするとともに、5年間の受入れ上限数を拡大*⁵することを閣議決定。

※1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について

※2 工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

※3 素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、金属表面処理業、鉄鋼業を含む15業種

※4 機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、紙器・段ボール箱製造を含む10業務区分

※5 工業製品製造業分野：2019～2023年度 49,750人→2024～2028年度 173,300人

特定技能16分野全体：2019～2023年度 345,150人→2024～2028年度 820,000人

「工業製品製造業分野」の「基本方針」及び「分野別運用方針」の主な内容は以下の通り。

- a. 受入れ人数は向こう5年間で173,300人を上限とする（2028年度末まで）。
- b. 技能水準は、分野別運用方針において定める業務区分に対応する試験等により確認する。第2号技能実習を修了した者については、試験等を免除する。
- c. 外国人の報酬額が日本人と同額以上であること。
- d. 職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務。
- e. 人権侵害への対応

f. 受入れ企業、業界団体は、経済産業省が組織する「製造業特定技能外国人材受入れ協議会・連絡会」に必ず加入する。

③製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

経済産業省・製造産業局が主催する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」に当工業会は初回から参加し、政府からの指示や情報提供をフォローし、また、調査・要望の取りまとめなど政府へ協力をした。

- ・第1回 2019年3月26日
- ・第2回 2019年10月3日
- ・第3回 2020年2月7日
- ・第4回 2020年8月28日（書面）
- ・第5回 2020年12月7日（書面）
- ・第6回 2021年5月26日（書面）
- ・第7回 2021年10月22日（書面）
- ・第8回 2022年4月28日（書面）
- ・第9回 2022年9月20日（書面）
- ・第10回 2023年6月9日（書面）

（第3回から業界団体は、オブザーバー参加となっている）

④特定技能外国人材制度の機械加工における「研削・研磨」について

特定技能外国人材制度の産業機械製造業分野（ベアリング含む）における「機械加工」の業務において、これまで「研削・研磨」の作業をさせることができるかどうか明確でなかった。当工業会から、この作業ができるよう、経済産業省に対し要望を行ってきたところ、経済産業省の尽力により、2020年1月に、この作業ができる旨、政府としての見解が示された。

⑤「製造業分野特定技能制度」運営のための民間団体「一般社団法人製造業特定技能人材機構」の設立と当工業会の同機構への加入について

ア. 「一般社団法人製造業特定技能人材機構」の設立

経済産業省では、「製造業分野特定技能外国人材」の受入れ事業（受入れ支援事業、技術水準確保事業）は、制度の円滑な立ち上げを目指して、制度開始からこれまで、受入れ企業の負担のない形（経済産業省による全額国費の委託事業）で行ってきた。しかしながら、今後更なる特定技能外国人材の活用が見込まれ、様々な意見や要望等を把握し、必要に応じたサービスを提供できるような体制を構築する必要が認められ、また他省庁における体制なども勘案した上で、本事業を民間に移すこととし、本事業を担う民

間団体「一般社団法人製造業特定技能人材機構」（以下、特定技能人材機構という。）を設立することとなった（2024年6月設立予定）。

- i. 受入れ支援事業（2024年度より、特定技能人材機構に事業を移行予定）
 - a. 相談窓口の設置
 - b. 専用ポータルサイトの構築・保守管理
 - c. セミナーマッチングイベントの主催
 - d. 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」（受入れ事業者は、告示にて加入が定められている）の運営等
- ii. 技能水準確保事業（2027年度より、特定技能人材機構に事業を移行予定）
 - a. 特定技能評価試験の作成
 - b. 特定技能評価試験の国内外での実施、運営
 - c. 受験者管理システムの構築、保守管理

iii. 会員と費用負担

特定技能人材機構の会員は、正会員として特定産業分野の業界団体。贊助会員は受入れ企業及び上記以外の業界団体としている。

費用負担は、正会員は無償、事業にかかる費用は贊助会員（受入れ企業等）が受益者負担の観点から贊助会費として負担する。なお、贊助会員の負担は、可能な限り低廉の水準に設定される。

イ. 当工業会の「一般社団法人製造業特定技能人材機構」への加入

経済産業省から、当工業会に対し正会員として同機構への入会を要請されたので、本事業の重要性に鑑み加入することとした（外国人材受入対策専門委員会委員の了解を得たうえで、2024年3月18日の理事会で同機構への加入について承認）。

(4) 「物流の2024年問題」への対応

① 経緯

2024年4月から例外的に猶予されていたトラックドライバーの時間外労働の上限が年間960時間となり、物流の適正化・生産性向上について対策を講じなければ、物流需要がさらに逼迫するおそれがあり輸送能力不足が起こると試算されていた。

こうした中、2023年3月理事会にて経済産業省 産業機械課長から、政府が検討している物流対策やその対応の必要性について説明があった。その後、同年6月2日に政府は発荷主企業・着荷主企業・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（以下「政府指針」という。）を公表した。これを受け、同年6月中旬、経済産業省は各業界団体に対して、政府指針を踏まえ、業界・分野別の「物流対策自主行動計画」（以下「計画」という。）作成を要請した。経済産業省からの要請内容は以下の通り。

- ・「政府指針」を踏まえ、2023年12月までに「計画」を作成。
- ・提出された「計画」は経済産業省から公表をする予定。
- ・2023年12月を目安に、「計画」の作成状況のフォローアップを検討。
- ・2024年3月までに、「政府指針」の対応状況のフォローアップを検討。

②当工業会の対応

i. 事前アンケート調査の実施

上記要請に対し、2023年7月11日の総務連絡会で検討した結果、緊急性があり物流という重要性に加え政府等から強く要請されていることから、総務連絡会で当工業会の「計画」策定を検討することを決定した。策定にあたっては、「政府指針」を踏まえつつ、会員への事前にアンケート調査を行いその結果を考慮し、中小会員が対応可能なものとなるよう特に留意することを確認した。同年9月、全会員に対し、物流実態の把握のための事前アンケート調査（9月5日～10月10日）を実施した。

ii. ベアリング業界の「計画」の策定^{*1}

同年12月中旬、事前アンケート調査結果を踏まえ、総務連絡会が「計画」の素案を作成した。続いて、総務連絡会に参加していない他の会員（中小会員など20社）に同案を理事会に付議することについて確認作業を行い全会員から承諾された。これを受け、2024年1月24日理事会にて同案を諮り承認された。承認された「計画」は経済産業省に提出^{*2}するとともに、当工業会ホームページに掲載した。

※1 表題は「ベアリング業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」。

※2 経済産業省のホームページに掲載された。

iii. 政府の動き

政府は、「物流の2024年問題」に関して通常国会（2024年1月26日から）で関連法令の策定を目指している。

2024年2月13日：「流通業務総合効率化法」と「貨物自動車運送事業法」の改正案を閣議決定。

2024年3月22日：「貨物自動車運送事業法」に基づく、新たなトラックの標準的運賃を告示。

(5) 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

①経緯と当工業会の対応

2020年7月、再エネ海域利用法を通じた洋上風力発電の導入拡大と、これに必要となる関連産業の競争力強化と国内産業集積及びインフラ環境整備等を、官民が一体となる形で進め、相互の「好循環」を実現していくため、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官

民協議会」（以下、「官民協議会」という）が経済産業省及び国土交通省の共管で設立された。官民協議会の下には作業部会、更にその下に民間主導の各種サブ WG を設置された。その中の一つに「サプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という）が設置された。2020 年 10 月末、経済産業省産業機械課から当工業会にサプライ分科会への参加要請を受けた。参加者を選出するにあたり総務連絡会で内部検討を行った結果、会長会社である日本精工（株）の専門家が当工業会を代表して参加することになった。

② 「洋上風力産業ビジョン（第 1 次）」の決定

第 2 回官民協議会（2020 年 12 月 15 日）において、梶山経済産業省大臣の提言を受け、洋上風力への投資、サプライチェーン（供給網）の形成、技術開発を通じて国際競争を勝ち抜く次世代産業に育てる考えなどが盛り込まれた「洋上風力産業ビジョン（第 1 次）」が決定した。主な概要は以下の通り。

＜政府による導入目標＞

- ・年間 100 万 kW 程度の区域指定を 10 年継続し、2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに浮体式も含む 3,000 万 kW～4,500 万 kW の案件を形成する。

＜産業界による目標設定＞

- ・国内調達比率を 2040 年までに 60% にする。
- ・着床式の発電コストを 2030～2035 年までに 8～9 円／kWh にする。

③ 国内調達比率のガイドラインの策定

第 9 回サプライ分科会が 2022 年 10 月 13 日にオンライン形式で開催され、当工業会からは日本精工（株）産業機械軸受技術センター 風力技術部長 神田 裕氏が代表として出席した。会議では、洋上風力産業ビジョン（第 1 次）を踏まえ、国内調達比率の向上に向けた取組みを促進することを目的として、具体的な算定方法及び報告方法を整理するため、国内調達比率のガイドラインが策定された。現在、同分科会は事務局を担当している一般社団法人日本風力発電協会が運営体制の見直しため活動を休止しているが、再開後は本ガイドラインの公表方法・時期などの検討が行われる予定である。本ガイドラインは、再エネ海域利用法に基づく事業者選定公募において、公募占用指針に基づき提出する公募占用計画に国内調達比率を記載する場合には活用される見込みである。

（6）労務関係

① 春闘の調査

組合のある会員会社に、2024 年度の春闘の「賃上げ要求及び回答」について、調査を行った。調査結果は、2024 年 4 月に全会員に対し提供を行った。なお、本調査はリーガル上問題がないことが確認された手法で行われている。

② J A M 「安全週間ポスター」作成への協力

工場災害防止、安全運動の啓蒙推進を図るため、2023年7月1日から7日まで厚生労働省が主催して全国的に開催される「安全週間」のポスターにつき、J A M軸受部会ポスター作成費用に協力し、会員企業にポスターの配布を行った。

本年度の安全週間ポスター入賞者は次のとおりである。

特選 林 寛二（N T N労働組合）

入選 矢澤公彦（N T N労働組合）、吉田水優（不二越労働組合）

佳作 相場智也（N T N労働組合）、中田健介（東振労働組合）

西尾剛志氏（不二越労働組合）

③ 厚生労働省からの周知依頼

厚生労働省より、2023年度には、次の事項について周知依頼があり、工業会ホームページに掲載した。

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」について(2023.4.10)
- ・第14次労働災害防止計画に基づく「安全衛生対策におけるDXの推進」について(2023.4.20)
- ・「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について(2023.4.20)
- ・有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について(2023.4.28)
- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第70号）について(2023.5.10)
- ・「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」（令和5年4月公開）のダウンロードのお願い(2023.5.10)
- ・令和4年職場における熱中症の発生状況（確定値）等について(2023.6.12)
- ・夏季における年次有給休暇の取得推進について(2023.6.12)
- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）について(2023.7.10)
- ・令5年度（第74回）全国労働衛生週間にについて(2023.7.31)
- ・職場における熱中症予防対策の徹底について(2023.8.31)
- ・雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の一部改正について(2023.11.10)
- ・令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について(2024.2.13)
- ・令和7年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について(2024.3.11)
- ・令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について(2024.3.11)

5. 広報に関する事業

(1) 機関誌「ベアリング」の発行

機関誌「ベアリング」は、月刊として発行し、会員に加え、関係官庁、関係団体等に配布した。

2023年度の掲載内容については、ベアリングに関する技術標準化活動（ISO等）、国際関係事業、環境問題への取り組みなど、随時掲載し事業活動の動向を報告するとともに、統計資料を掲載した。

特に、ISO／TC4については、製品の幾何特性仕様（GPS）の適用やセラミック関係の規格開発等が活発化してきている。また、これと並行してISO／TC4の国際会議も激増しており、これら会議について、『ISO レポート』と題し掲載し、その結果の普及に努めた。

また、『業界の動き』では、関連情報を逐次掲載した。更に政府からの周知要請についても掲載を行った。

連載企画としては、『ベアリングの散歩道』と題し、ベアリングの基礎知識について、読みやすい内容に工夫し、掲載を行った。

親しみやすい機関誌を目指して『ずいひつ』を掲載した。

(2) ホームページ

広く一般の方々に、ベアリング業界と当工業会への理解を高めてもらい、並びに会員に対する情報提供の充実を図るため、ベアリングの製品説明、産業及び工業会の概要、工業会会員の紹介、統計資料などを内容とするホームページを運営した。毎月3回、定期的に更新を行い最新情報を掲載した。

事業報告の附属明細書

附属明細書に記載すべき事項は特になし。